

# 第2次吉野ヶ里町地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

吉野ヶ里町

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>  | 1  |
| 第1節 計画策定の背景と趣旨         | 2  |
| 第2節 計画の位置づけと期間         | 5  |
| 1 計画の位置づけ              | 5  |
| 2 計画の期間                | 6  |
| 第3節 計画策定の方法            | 6  |
| <b>第2章 地域福祉を取り巻く状況</b> | 7  |
| 第1節 人口・世帯の状況           | 8  |
| 1 年齢人口構成の推移            | 8  |
| 2 年齢3区分別人口構成の推移        | 9  |
| 3 世帯構成の状況              | 10 |
| 第2節 支援が必要な人たちの状況       | 13 |
| 1 要介護・要支援認定者の状況        | 13 |
| 2 障害者手帳所持者などの状況        | 14 |
| 3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況  | 18 |
| 第3節 社会資源の状況            | 19 |
| 1 福祉サービスに関わる施設・事業所の状況  | 19 |
| 2 福祉活動に関する人的資源の状況      | 20 |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>  | 21 |
| 第1節 基本理念               | 22 |
| 第2節 基本目標               | 23 |
| 第3節 取り組みの体系            | 24 |
| <b>第4章 取り組みと役割分担</b>   | 25 |
| 基本目標Ⅰ 支援につながる仕組みづくり    | 26 |
| 1 わかりやすい情報提供の充実        | 26 |
| 2 身近で気軽な相談支援の充実        | 29 |
| 3 成年後見制度の利用促進          | 32 |
| 基本目標Ⅱ 専門的な支援ができる体制づくり  | 34 |
| 1 福祉サービスの量や質の充実        | 34 |
| 2 包括的な支援の充実            | 37 |
| 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり    | 43 |
| 1 隣近所などでの身近な助け合いの推進    | 43 |
| 2 地域での理解と協力による支え合いの推進  | 45 |
| 3 災害時の避難に向けた備えの推進      | 50 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 基本目標Ⅳ 気軽に参加できる環境づくり .....    | 54 |
| 1 人権や福祉について学ぶ機会の充実 .....     | 54 |
| 2 気軽に参加できる交流の場の充実 .....      | 56 |
| 3 ボランティア活動への参加促進 .....       | 59 |
| <b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....   | 61 |
| 第1節 協働による計画の推進 .....         | 62 |
| 第2節 行政による計画の推進 .....         | 63 |
| 第3節 計画の進行管理 .....            | 63 |
| <b>資料編</b> .....             | 65 |
| 1 吉野ヶ里町地域福祉計画策定委員会設置要綱 ..... | 66 |
| 2 吉野ヶ里町地域福祉計画策定委員会委員名簿 ..... | 68 |
| 3 計画策定の経緯 .....              | 69 |
| 4 調査の概要 .....                | 69 |
| 5 用語解説 .....                 | 70 |



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

### ■計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速に進んでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、世帯が小規模化し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様化し、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤独死、ひきこもり、子育て家族の孤立、児童虐待の増加、障がいのある人の自立支援や就労支援の不足、自殺者の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

吉野ヶ里町においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近な出来事として認識されるようになりました。

### ■「地域福祉」にかかわる法改正の変遷

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

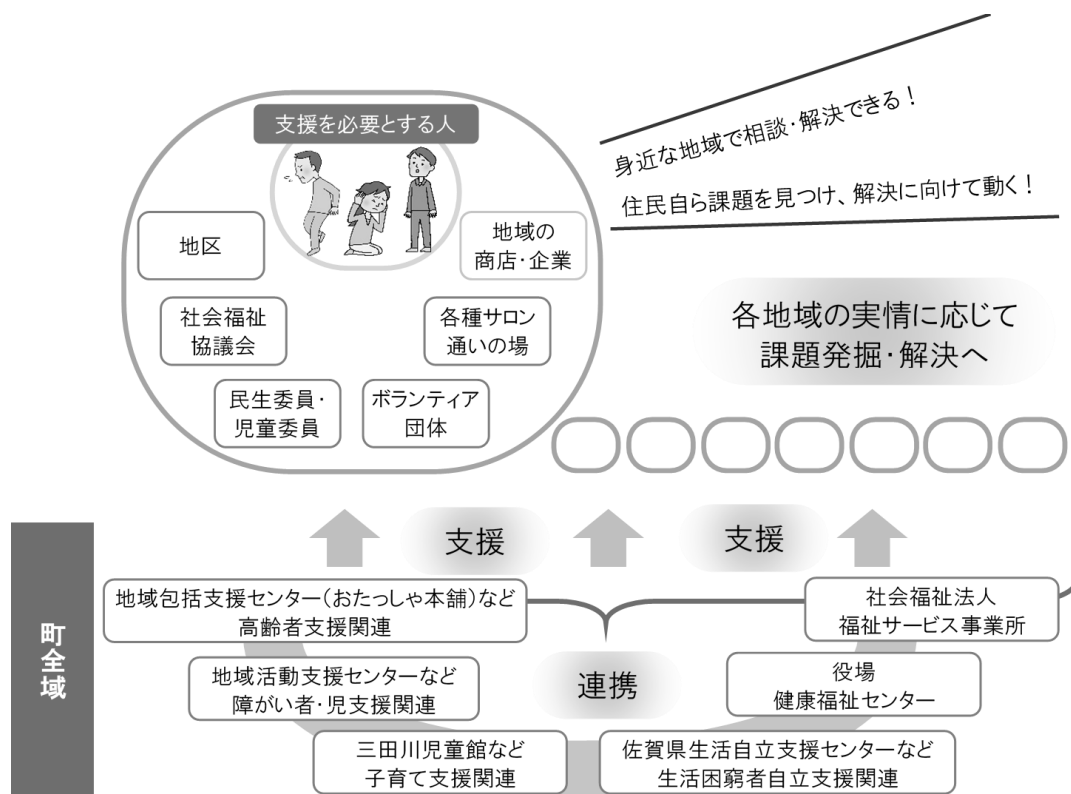
平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。社会福祉法では、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性が示されました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

具体的には、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。また、そのために、

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制
- ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることが規定されました。

【包括的な支援体制づくりのイメージ】



令和2年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。社会福祉法では、国および地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講じるよう努めるとともに、それらの措置の推進にあたっては、保健医療、労働、教育、住まいおよび地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことと明記されました。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業ならびに介護保険法、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、および生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民およびその世帯に対する支援体制ならびに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることなどが定められました。

また、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活などに支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、超高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。このようなことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という）が平成28年5月、施行されました。

年間の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため、「自殺対策基本法」が平成18年10月に施行されました。さまざまな取り組みの成果もあって平成22年以降は減少傾向にあります。国際的にみても、自殺死亡率は高く、依然、深刻な状況にあります。平成28年4月、自殺対策基本法の改正があり、その示す基本的な方向は変わらないものの自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が謳われました。

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。犯罪をした者の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることを踏まえ、再犯の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざすために「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月、施行されました。

## ■「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な状況に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促すとともに、特定の人が特定の人を支える一方向の関係ではなく、お互いに支え合う双方向の関係を築き、その関係性を深めていく「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される【公助】だけでなく、家族を含めた自らの行動【自助】や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと【互助】も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動【共助】は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。

また、「地域共生社会」の実現のためには、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもなどで、生活上の困難を抱える人や世帯が、地域において自立した生活を送ることができるよう、住民などによる支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが大切になります。

### ■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、「地域福祉計画」の策定にあたっては、高齢者福祉・介護や児童福祉・子育て支援、障がい福祉、生活困窮者支援などの福祉の各分野における共通的な事項（成年後見制度の利用の促進に関することを含む）を横断的に記載することが求められています。

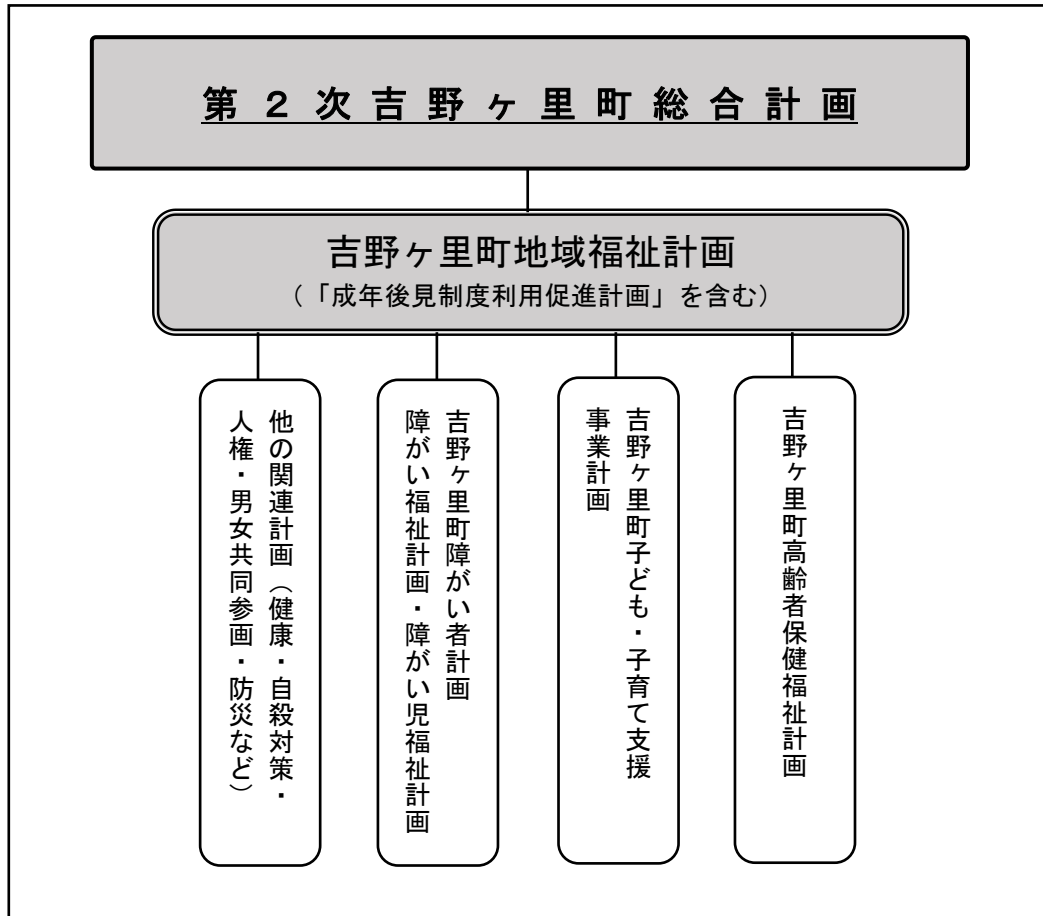
## 第2節 計画の位置づけと期間

### 1 計画の位置づけ

本計画は、第2次吉野ヶ里町総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、本計画は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

#### <吉野ヶ里町地域福祉計画の位置づけ>

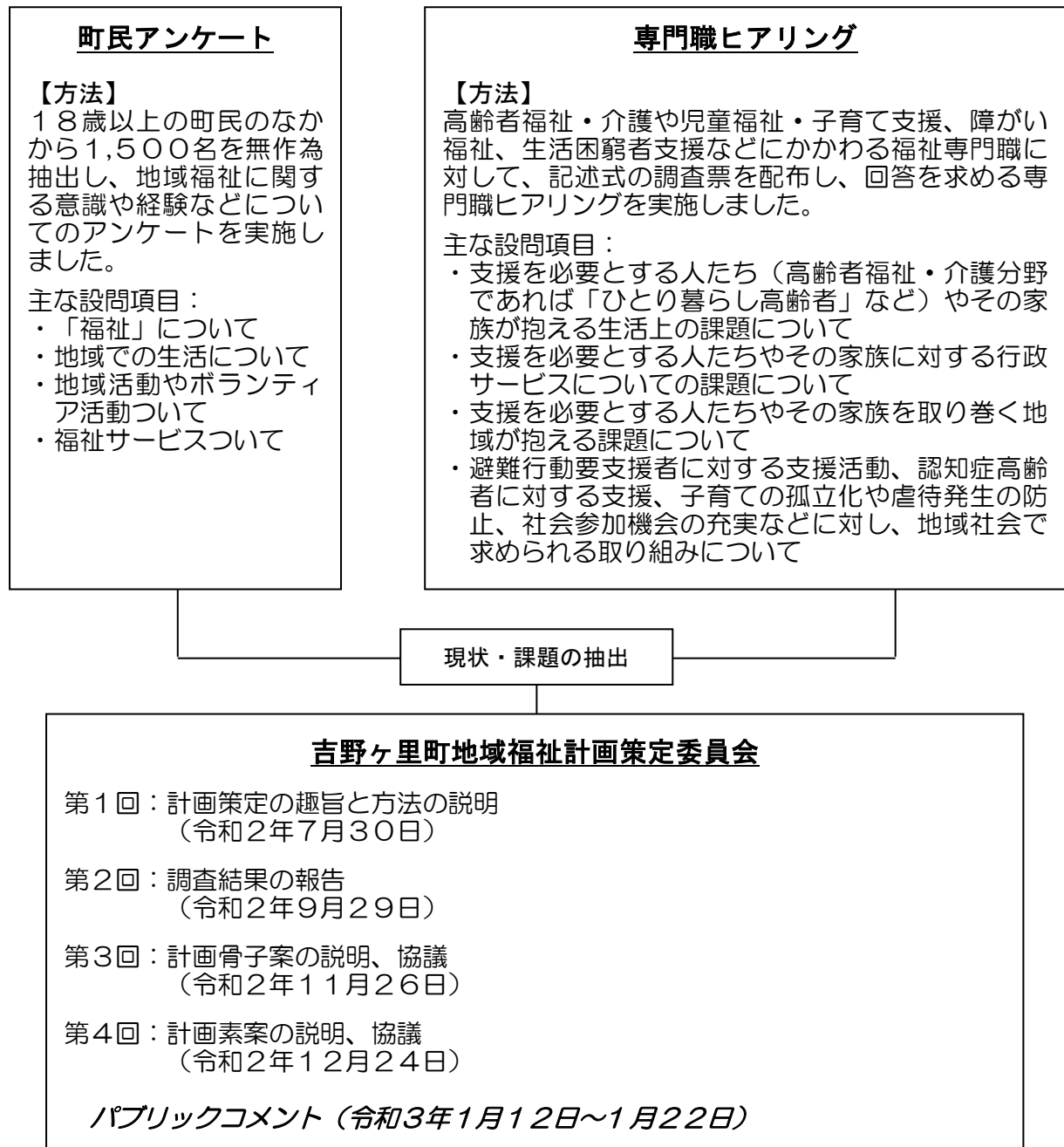


## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 第3節 計画策定の方法



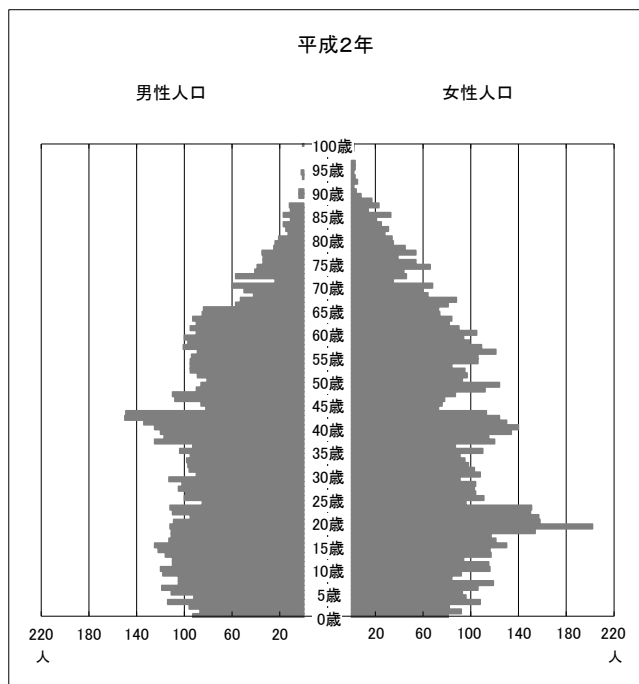
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

---

## 第1節 人口・世帯の状況

### 1 年齢人口構成の推移

平成2（1990）年の年齢人口構成をみると、40歳代前半の年齢層に大きな山があります。この年齢層は、昭和22（1947）年から昭和24（1949）年の第1次ベ

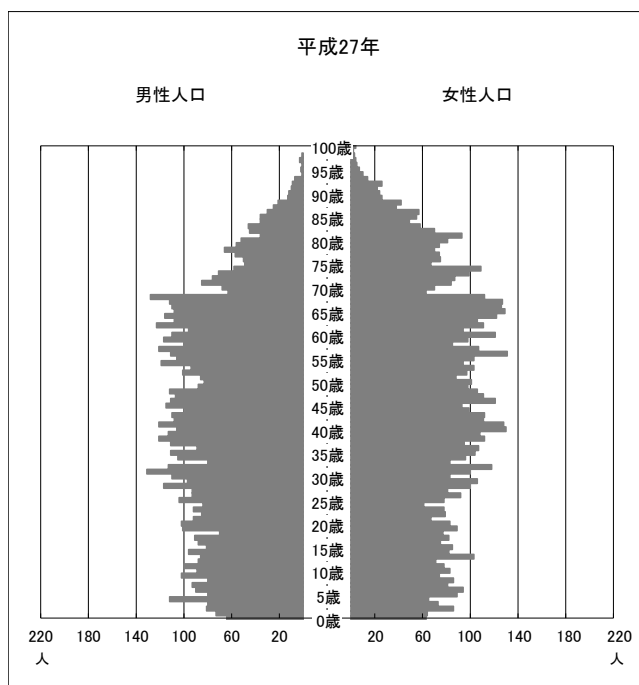


ビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10歳代の年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちで、大きな人口層となっています。

平成27（2015）年の年齢人口構成をみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代後半となって、その多くがそのまま定住している様子がうかがえます。そのため、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が高まり、高齢化が進行することになります。

一方、「団塊の世代」の子どもにあたる年代は40歳代になりますが、平成2（1990）年当時の10歳代の年齢層と同じくらいの人口規模を維持していました。大きな人口の転出入が生じなかったか、転出と転入が同程度であったといえます。

この年齢層は子育て世代にあたりますが、「団塊の世代」などに比べると人口が少なく、また、未婚率の上昇もあり、子どもの数は減少し、少子化が進行しています。しかしながら、多くの地方の市町村でみられるような急激な子ども人口の減少とはなっていません。その背景には、子育て世代の人口規模が一定程度維持されていることが挙げられます。



資料：国勢調査

## 2 年齢3区分別人口構成の推移

吉野ヶ里町の総人口は、国勢調査に基づく平成2年の15,678人から、平成27年には16,411人となり、25年間で733人増加しました。

住民基本台帳（9月末現在）に基づく令和2年の総人口は、16,163人となりました。

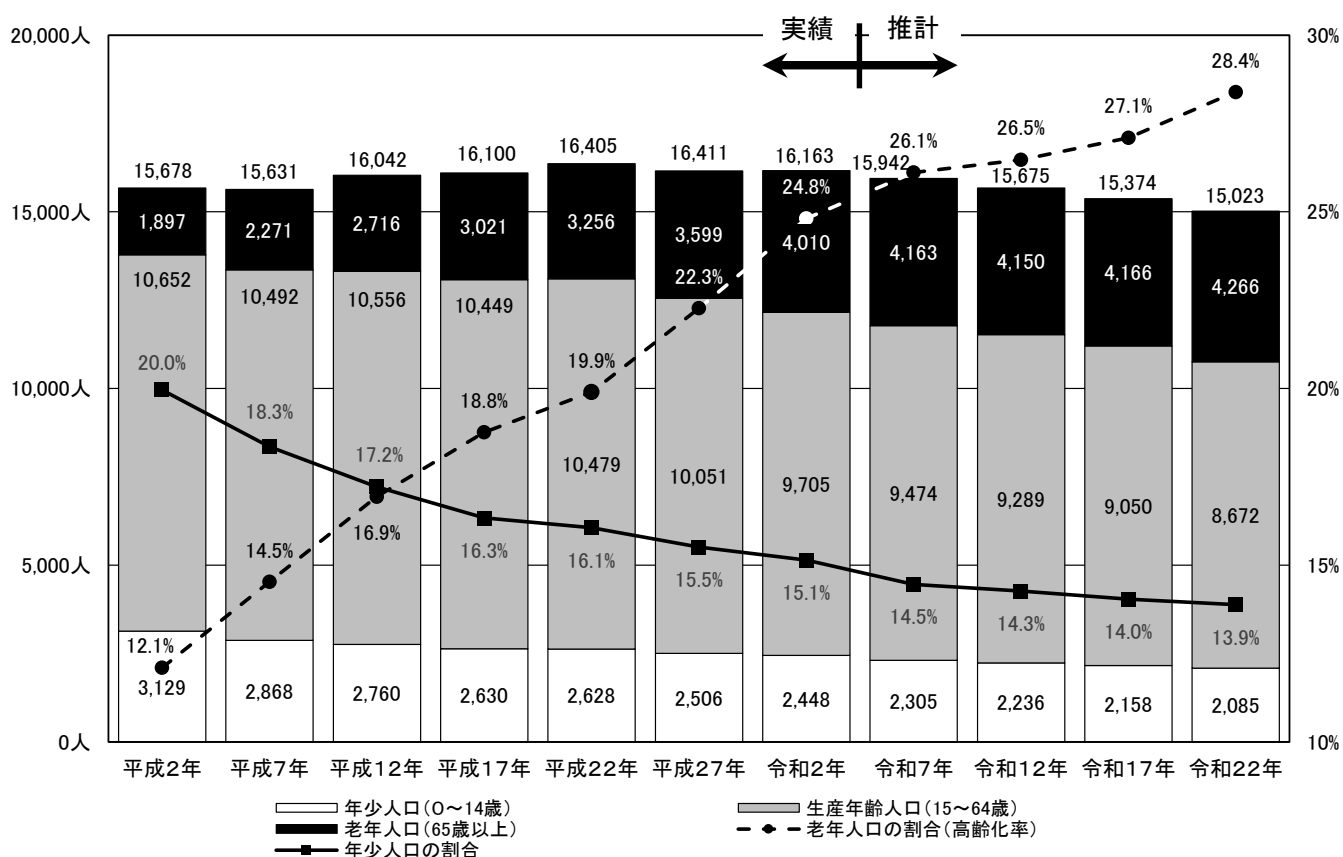
国勢調査に基づく年少人口（0～14歳）は、総人口に占める割合でみると、平成2年に20.0%であったものが、平成27年には15.5%に減少し、生産年齢人口（15～64歳）についても平成2年の67.9%から平成27年には62.2%に減少しました。逆に、老年人口（65歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には12.1%であったものが、平成27年には22.3%に増加しました。

吉野ヶ里町では、少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

また、令和22年までの人口を推計すると、総人口は減少傾向となりますが、老年人口については、増加傾向になることが予測されます。

令和22年には、総人口が15,023人、老年人口が4,266人となり、高齢化率は、28.4%に達することが見込まれます。

<年齢3区分別人口構成の推移>



単位：人

|                     | H2年             | H7年             | H12年            | H17年            | H22年            | H27年            | R2年            | R7年            | R12年           | R17年           | R22年           |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総人口                 | 15,678          | 15,631          | 16,042          | 16,100          | 16,405          | 16,411          | 16,163         | 15,942         | 15,675         | 15,374         | 15,023         |
| 年少人口<br>(0歳～14歳)    | 3,129<br>20.0%  | 2,868<br>18.3%  | 2,760<br>17.2%  | 2,630<br>16.3%  | 2,628<br>16.1%  | 2,506<br>15.5%  | 2,448<br>15.1% | 2,305<br>14.5% | 2,236<br>14.3% | 2,158<br>14.0% | 2,085<br>13.9% |
| 生産年齢人口<br>(15歳～64歳) | 10,652<br>67.9% | 10,492<br>67.1% | 10,556<br>65.8% | 10,449<br>64.9% | 10,479<br>64.0% | 10,051<br>62.2% | 9,705<br>60.0% | 9,474<br>59.4% | 9,289<br>59.3% | 9,050<br>58.9% | 8,672<br>57.7% |
| 老年人口<br>(65歳以上)     | 1,897<br>12.1%  | 2,271<br>14.5%  | 2,716<br>16.9%  | 3,021<br>18.8%  | 3,256<br>19.9%  | 3,599<br>22.3%  | 4,010<br>24.8% | 4,163<br>26.1% | 4,150<br>26.5% | 4,166<br>27.1% | 4,266<br>28.4% |

総人口に占める各人口の割合の合計は、四捨五入の関係で100%とならないところがある

※総人口は年齢不詳を含む

※平成2年～平成27年は、国勢調査データから作成

※令和2年は、9月末住民基本台帳から作成

※令和7年～令和22年は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月30日公表した資料「日本の地域別将来推計人口」の吉野ヶ里町での生残率、純移動率、子ども女性比、0～4歳性比から、令和2年9月末住民基本台帳データを起点に、コーホート要因法で推計した結果から作成

### 3 世帯構成の状況

国勢調査に基づく吉野ヶ里町の一般世帯数は、平成2年に4,364世帯であったものが、25年後の平成27年には5,824世帯となり、1,460世帯増加しました。

65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成2年に1,337世帯であったものが、平成27年には2,400世帯となり、1,063世帯増加しました。高齢者のいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の30.6%から平成27年には41.2%まで増加しました。一方、18歳未満の子どもがいる世帯は、平成2年に1,917世帯であったものが、平成27年には1,622世帯となり、295世帯減少しました。18歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の43.9%から平成27年には27.9%まで減少しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯に占める割合は、平成2年の56.6%から平成27年の59.2%に増加しました。また、核家族世帯のうち、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）が占める割合は、平成2年に9.1%であったものが、平成27年には16.9%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢夫婦世帯の割合は、平成2年に16.8%であったものが、平成27年には24.3%になりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）の一般世帯に占める割合は、平成2年の18.9%から平成27年には26.0%に増加しました。また、単独世帯のうち、高齢単身世帯（65歳以上の者一人のみの世帯）が占める割合は、平成2年に15.6%であったものが、平成27年には34.8%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢単身世帯の割合は、平成2年に9.6%であったものが、平成27年には22.0%になりました。

高齢者がいる世帯の小規模化が進行している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

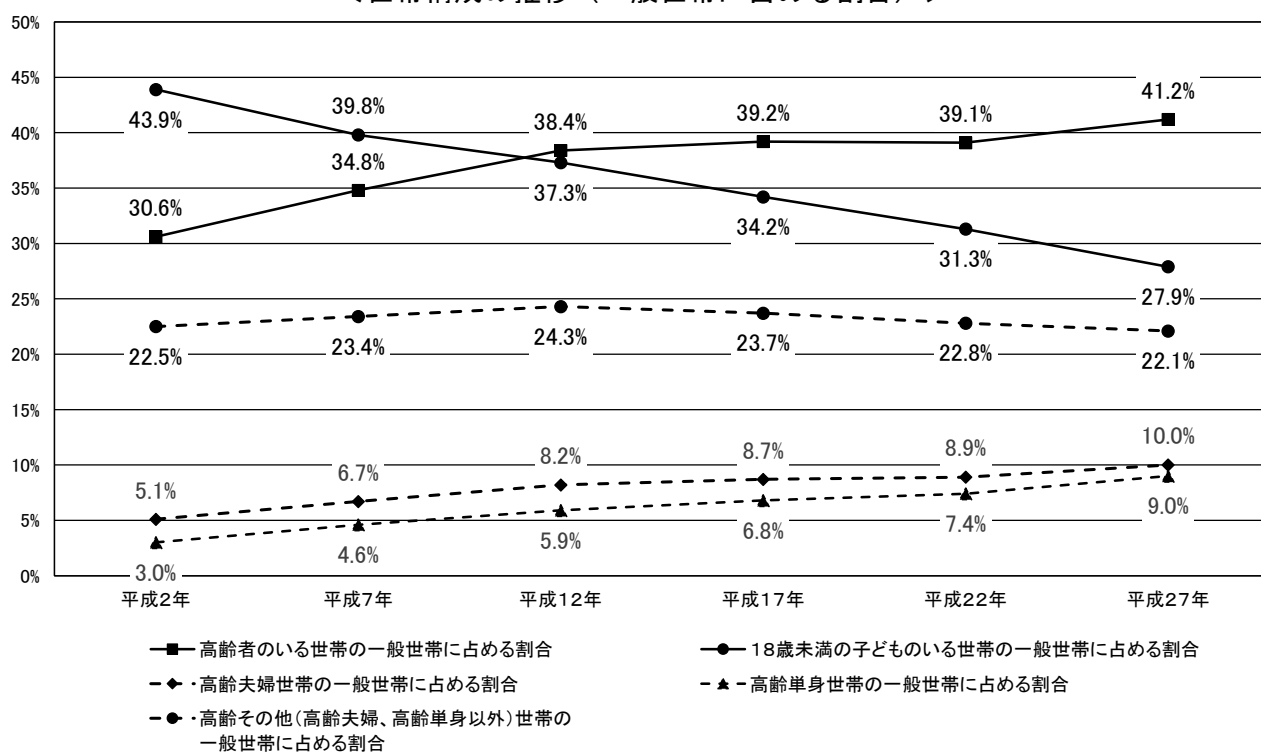
単位：世帯

|                      | H2年   | H7年   | H12年  | H17年  | H22年  | H27年  |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般世帯                 | 4,364 | 4,514 | 4,844 | 5,131 | 5,440 | 5,824 |
| 高齢者のいる世帯             | 1,337 | 1,570 | 1,860 | 2,013 | 2,125 | 2,400 |
| 構成比（一般世帯）            | 30.6% | 34.8% | 38.4% | 39.2% | 39.1% | 41.2% |
| 18歳未満の子どものいる世帯       | 1,917 | 1,796 | 1,809 | 1,757 | 1,705 | 1,622 |
| 構成比（一般世帯）            | 43.9% | 39.8% | 37.3% | 34.2% | 31.3% | 27.9% |
| 核家族世帯                | 2,468 | 2,594 | 2,975 | 3,090 | 3,325 | 3,449 |
| 構成比（一般世帯）            | 56.6% | 57.5% | 61.4% | 60.2% | 61.1% | 59.2% |
| 高齢夫婦世帯               | 224   | 304   | 397   | 448   | 482   | 583   |
| 構成比（一般世帯）            | 5.1%  | 6.7%  | 8.2%  | 8.7%  | 8.9%  | 10.0% |
| 構成比（高齢者のいる世帯）        | 16.8% | 19.4% | 21.3% | 22.3% | 22.7% | 24.3% |
| 構成比（核家族世帯）           | 9.1%  | 11.7% | 13.3% | 14.5% | 14.5% | 16.9% |
| 単独世帯                 | 825   | 864   | 889   | 1,070 | 1,200 | 1,516 |
| 構成比（一般世帯）            | 18.9% | 19.1% | 18.4% | 20.9% | 22.1% | 26.0% |
| 高齢単身世帯               | 129   | 208   | 288   | 351   | 401   | 527   |
| 構成比（一般世帯）            | 3.0%  | 4.6%  | 5.9%  | 6.8%  | 7.4%  | 9.0%  |
| 構成比（高齢者のいる世帯）        | 9.6%  | 13.2% | 15.5% | 17.4% | 18.9% | 22.0% |
| 構成比（単独世帯）            | 15.6% | 24.1% | 32.4% | 32.8% | 33.4% | 34.8% |
| 高齢その他（高齢夫婦、高齢単身以外）世帯 | 984   | 1,058 | 1,175 | 1,214 | 1,242 | 1,290 |
| 構成比（一般世帯）            | 22.5% | 23.4% | 24.3% | 23.7% | 22.8% | 22.1% |
| 構成比（高齢者のいる世帯）        | 73.6% | 67.4% | 63.2% | 60.3% | 58.4% | 53.8% |

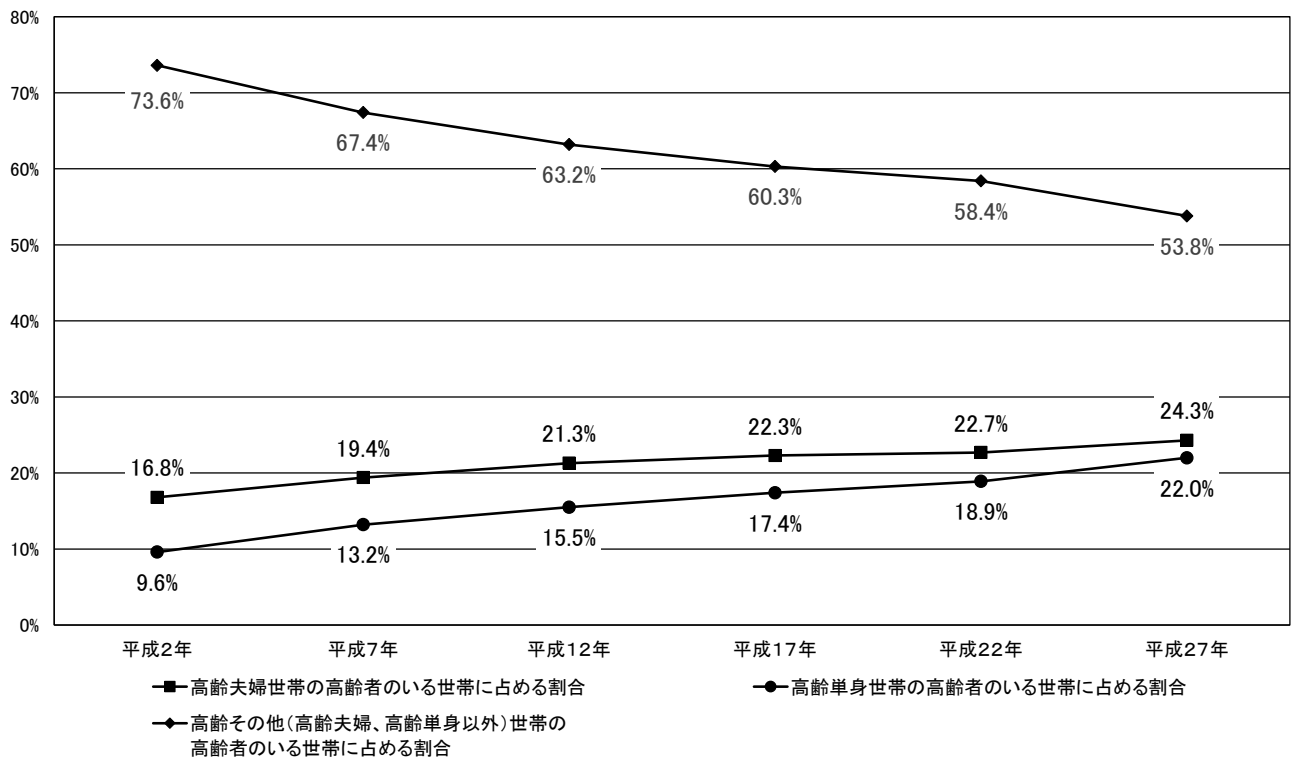
資料：国勢調査

※平成22年と平成27年の一般世帯数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

<世帯構成の推移（一般世帯に占める割合）>

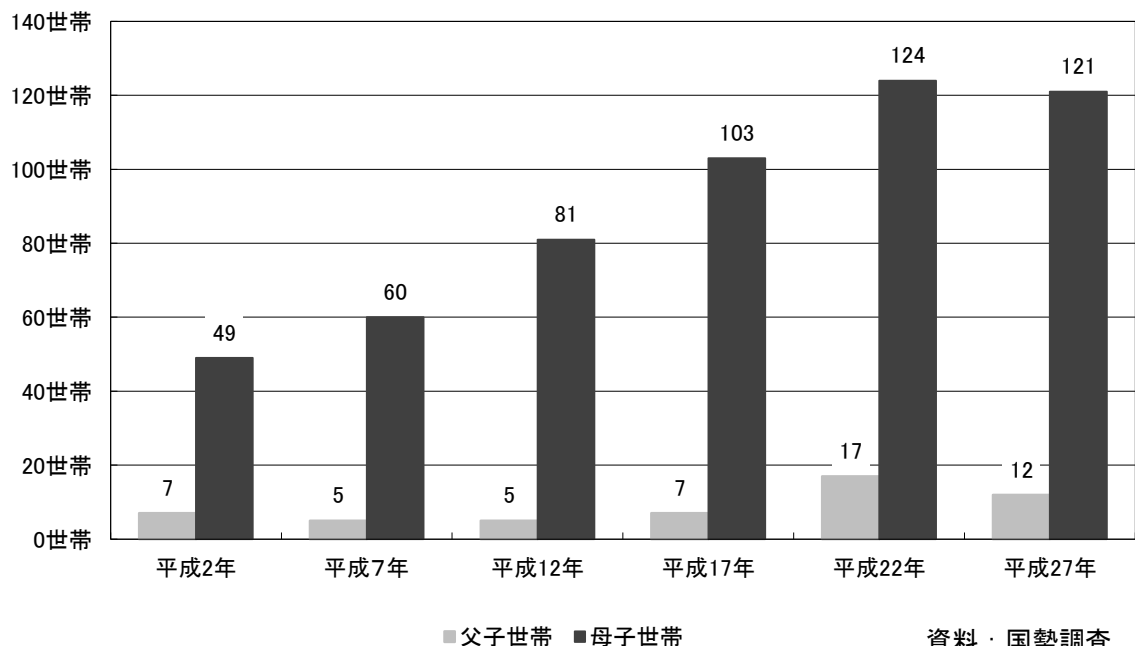


＜高齢者のいる世帯構成の推移（高齢者のいる世帯に占める割合）＞



国勢調査に基づく父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、母子世帯が増加傾向にあり、平成2年に49世帯であったものが、平成22年には124世帯となりました。平成27年には若干減少し、121世帯となりました。

＜ひとり親世帯の推移＞



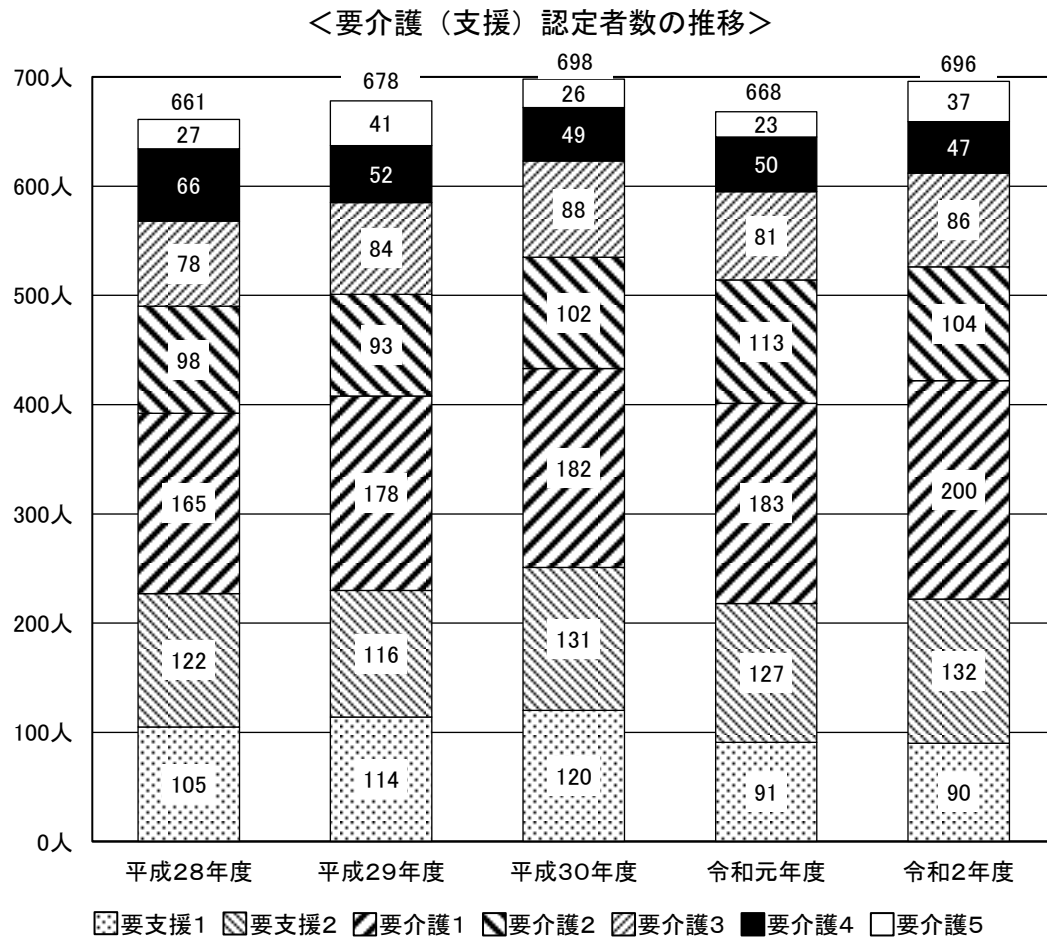
資料：国勢調査

## 第2節 支援が必要な人たちの状況

### 1 要介護・要支援認定者の状況

吉野ヶ里町の要支援・要介護認定者数は、平成28年度から平成30年度までは増加傾向にありました。令和元年度は減少しましたが、令和2年度になると再び増加に転じました。

要支援1、2および要介護1を軽度者とする、要支援・要介護認定者に占める軽度者の割合は概ね6割を占めました。



資料：佐賀中部広域連合（各年度9月の値）



## 2 障害者手帳所持者などの状況

### 【身体障がいのある人の状況】

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度の673人から令和2年度には551人となり、122人減少しました。

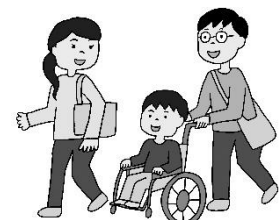
年代別でみると、65歳以上の身体障害者手帳所持者が最も多く、令和2年度では406人で、全体の73.7%を占めました。障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。令和2年度では、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると238人で、全体の43.2%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が4割を超えました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、令和2年度では296人で、全体の53.7%を占めました。

#### ＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

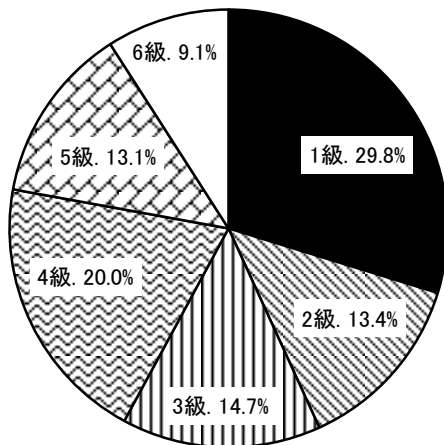
単位：人

| 区 分                        |                 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------------|-----------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 合 計                        |                 | 673    | 564    | 567    | 557   | 551   |
| 年<br>代<br>別                | 18歳未満           | 10     | 3      | 2      | 3     | 5     |
|                            | 18歳～64歳         | 172    | 146    | 142    | 137   | 140   |
|                            | 65歳以上           | 491    | 415    | 423    | 417   | 406   |
| 障<br>が<br>い<br>程<br>度<br>別 | 1級              | 209    | 167    | 170    | 156   | 164   |
|                            | 2級              | 90     | 69     | 70     | 75    | 74    |
|                            | 3級              | 107    | 95     | 94     | 87    | 81    |
|                            | 4級              | 150    | 126    | 124    | 117   | 110   |
|                            | 5級              | 71     | 64     | 66     | 75    | 72    |
|                            | 6級              | 46     | 43     | 43     | 47    | 50    |
| 障<br>が<br>い<br>種<br>別      | 視覚障がい           | 38     | 25     | 27     | 32    | 32    |
|                            | 聴覚・平衡機能障がい      | 57     | 49     | 49     | 47    | 47    |
|                            | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 8      | 6      | 6      | 6     | 6     |
|                            | 肢体不自由           | 368    | 307    | 307    | 300   | 296   |
|                            | 内部障がい           | 202    | 177    | 178    | 172   | 170   |

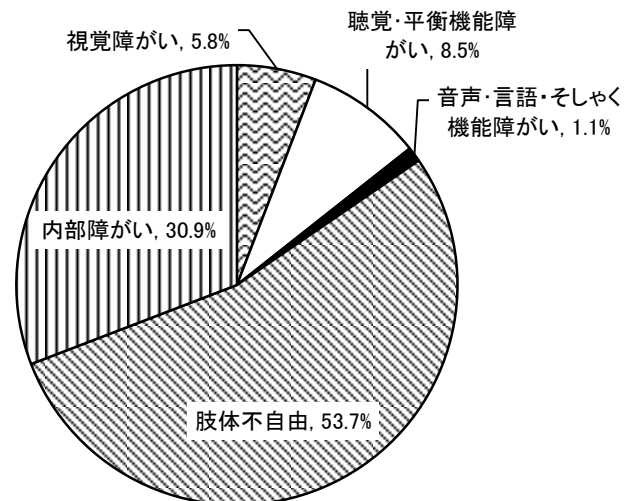
資料：福祉課（各年度3月末日、令和2年度10月1日現在）



＜障がい程度別の割合（令和2年度）＞



＜障がい種別の割合（令和2年度）＞



### 【知的障がいのある人の状況】

療育手帳の所持者数は、平成28年度の119人から令和2年度には151人となり、32人増加しました。

年代別でみると、18歳～64歳の療育手帳所持者が最も多く、令和2年では101人で、全体の66.9%を占めました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳Aの所持者のほうが、中・軽度のBよりも少なく、令和2年では、療育手帳Aの所持者が65人で、全体の43.0%を占めました。

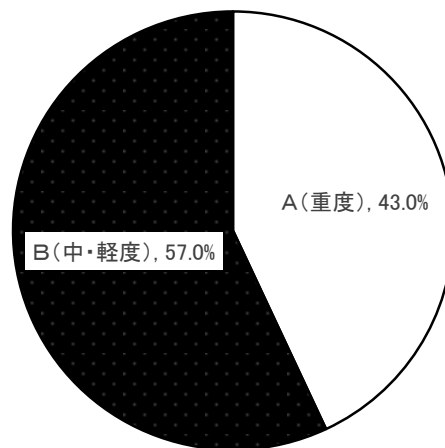
＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

| 区 分    |         | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 合 計    |         | 119    | 137    | 142    | 147   | 151   |
| 年代別    | 18歳未満   | 37     | 47     | 39     | 38    | 39    |
|        | 18歳～64歳 | 75     | 80     | 92     | 98    | 101   |
|        | 65歳以上   | 7      | 10     | 11     | 11    | 11    |
| 障がい程度別 | A（重度）   | 73     | 72     | 72     | 62    | 65    |
|        | B（中・軽度） | 46     | 65     | 70     | 85    | 86    |

資料：福祉課（各年度3月末日、令和2年度10月1日現在）

＜障がい程度別の割合（令和2年度）＞



### 【精神障がいのある人の状況】

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成28年度の111人から令和2年には162人となり、51人増加しました。

年代別でみると、18歳～64歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が最も多く、令和2年度では121人で、全体の74.7%を占めました。障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の大半が2級でした。令和2年度では101人で、全体の62.3%を占めました。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成28年度の254人から平成29年度と平成30年度は246人まで減少しましたが、令和元年度には253人となりました。

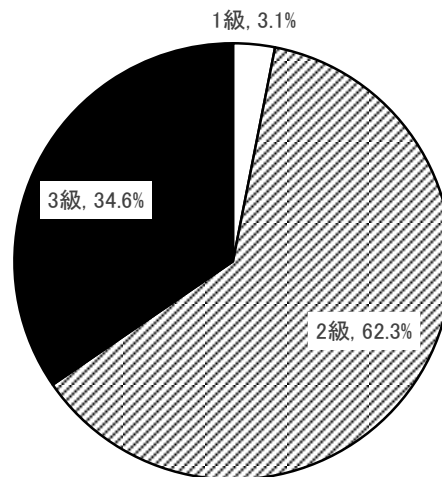
＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

| 区 分    |         | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 合 計    |         | 111    | 125    | 134    | 155   | 162   |
| 年代別    | 18歳未満   | 10     | 13     | 15     | 23    | 24    |
|        | 18歳～64歳 | 89     | 99     | 103    | 118   | 121   |
|        | 65歳以上   | 12     | 13     | 16     | 14    | 17    |
| 障がい程度別 | 1級      | 1      | 4      | 4      | 5     | 5     |
|        | 2級      | 79     | 83     | 89     | 92    | 101   |
|        | 3級      | 31     | 38     | 41     | 58    | 56    |

資料：福祉課（各年度3月末日、令和2年度10月1日現在）

＜障がい程度別の割合（令和2年度）＞



＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

| 区 分                | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|-------|
| 自立支援医療（精神通院医療）受給者数 | 254    | 246    | 246    | 253   |

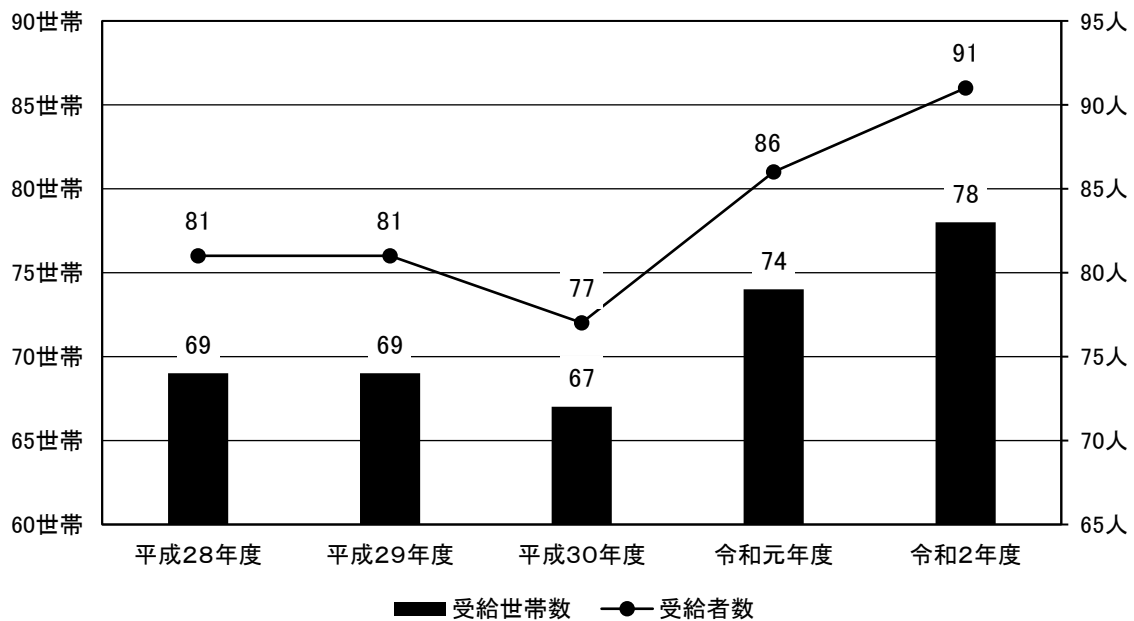
資料：福祉課（各年度10月1日現在）



### 3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護の受給世帯数と受給者数は、平成28年度から平成30年度の間、減少傾向となりましたが、その後増加に転じ、令和2年度には生活保護の受給世帯が78世帯、受給者数が91人となりました。

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞



資料：福祉課（各年度10月1日現在）

また、父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される児童扶養手当の受給者数については、平成29年度から令和元年度の間、減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、令和2年度には164人となりました。

＜児童扶養手当受給世帯数・受給者数の推移＞

単位：人

| 区 分  | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 受給者数 | 159    | 167    | 162    | 154   | 164   |

資料：こども保健課（各年度10月1日現在）

## 第3節 社会資源の状況

### 1 福祉サービスに関わる施設・事業所の状況

吉野ヶ里町に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

#### <高齢者福祉・介護分野>

| 施設・事業所                    | か所数 |
|---------------------------|-----|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）       | 1   |
| 訪問介護（ホームヘルプ）事業所           | 1   |
| 訪問看護事業所                   | 1   |
| 訪問リハビリテーション事業所            | 2   |
| 通所介護（デイサービス）事業所           | 3   |
| 通所リハビリテーション（デイケア）事業所      | 2   |
| 短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所 | 2   |
| 小規模多機能型居宅介護事業所            | 2   |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所  | 3   |
| 居宅介護支援事業所                 | 4   |
| 地域包括支援センター（おたっしや本舗）       | 1   |

資料：福祉課（令和2年10月1日現在）

#### <児童福祉・子育て支援分野>

| 施設・事業所        | か所数 |
|---------------|-----|
| 認可保育所（園）      | 2   |
| 幼稚園           | 2   |
| 認定こども園        | 2   |
| 小学校           | 2   |
| 中学校           | 2   |
| 学童保育所         | 2   |
| 児童館           | 1   |
| 児童発達支援事業所     | 1   |
| 放課後等デイサービス事業所 | 1   |

資料：福祉課／学校教育課／こども保健課（令和2年10月1日現在）

＜障がい福祉分野＞

| 施設・事業所             | か所数 |
|--------------------|-----|
| 共同生活援助（グループホーム）事業所 | 2   |
| 居宅介護事業所            | 1   |
| 重度訪問介護事業所          | 1   |
| 生活介護事業所            | 1   |
| 就労継続支援（B型）事業所      | 1   |
| 短期入所事業所            | 1   |
| 地域活動支援センター         | 1   |
| 基幹相談支援センター         | 1   |

資料：福祉課（令和2年10月1日現在）

## 2 福祉活動に関する人的資源の状況

### 【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民のなかから選ばれ県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下の通りです。

- ・住民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

令和2年10月1日現在、34人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が2人）が活動しています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

## 第1節 基本理念

吉野ヶ里町においては、少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのないひとりとして生活していくためには、すべての住民が地域において孤立することなく、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

さらに、特定の人々が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です。

このような考え方から、本計画の上位計画である第2次吉野ヶ里町総合計画と前期計画を踏襲して、この計画の基本理念を「人にやさしいまちづくり みんなで広げる 幸せの“わ”」と設定し、住民と行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無、経済的な状況などに関係なく、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていきます。

**人にやさしいまちづくり  
みんなで広げる 幸せの“わ”**



## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

### 支援につながる仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉に関する支援を利用できる地域をめざします。そのために、福祉に関する支援についての情報提供や相談支援体制を充実させ、また、成年後見制度の利用促進を図りながら、福祉に関する支援につながる仕組みづくりを進めます。

### 専門的な支援ができる体制づくり

誰もが必要なときに専門的な支援を利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域福祉の充実のために関係する組織や団体とともに協力し合っていくことで、連携した包括的な支援ができる体制づくりを進めます。

### 安心して暮らせる基盤づくり

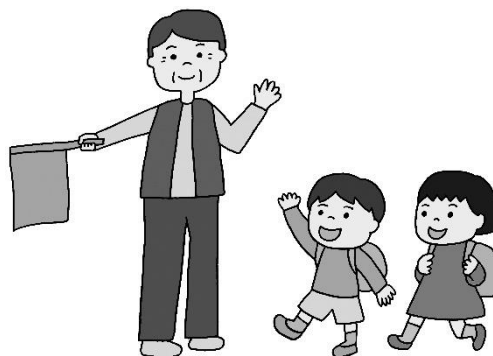
誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、隣近所などでの身近な助け合いとともに、地域での理解と協力による支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

### 気軽に参加できる環境づくり

誰もが気軽に社会参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、ボランティア活動への参加促進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりを進めます。

## 第3節 取り組みの体系

| 基本理念                             | 基本目標              | 取り組み                  |
|----------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 人にやさしいまちづくり<br>みんなで広げる<br>幸せの“わ” | Ⅰ 支援につながる仕組みづくり   | 1 わかりやすい情報提供の充実       |
|                                  |                   | 2 身近で気軽な相談支援の充実       |
|                                  |                   | 3 成年後見制度の利用促進         |
|                                  | Ⅱ 専門的な支援ができる体制づくり | 1 福祉サービスの量や質の充実       |
|                                  |                   | 2 包括的な支援の充実           |
|                                  | Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり   | 1 隣近所などでの身近な助け合いの推進   |
|                                  |                   | 2 地域での理解と協力による支え合いの推進 |
|                                  |                   | 3 災害時の避難に向けた備えの推進     |
|                                  | Ⅳ 気軽に参加できる環境づくり   | 1 人権や福祉について学ぶ機会の充実    |
|                                  |                   | 2 気軽に参加できる交流の場の充実     |
|                                  |                   | 3 ボランティア活動への参加促進      |



## 第4章 取り組みと役割分担

---

## 基本目標Ⅰ 支援につながる仕組みづくり

### 1 わかりやすい情報提供の充実

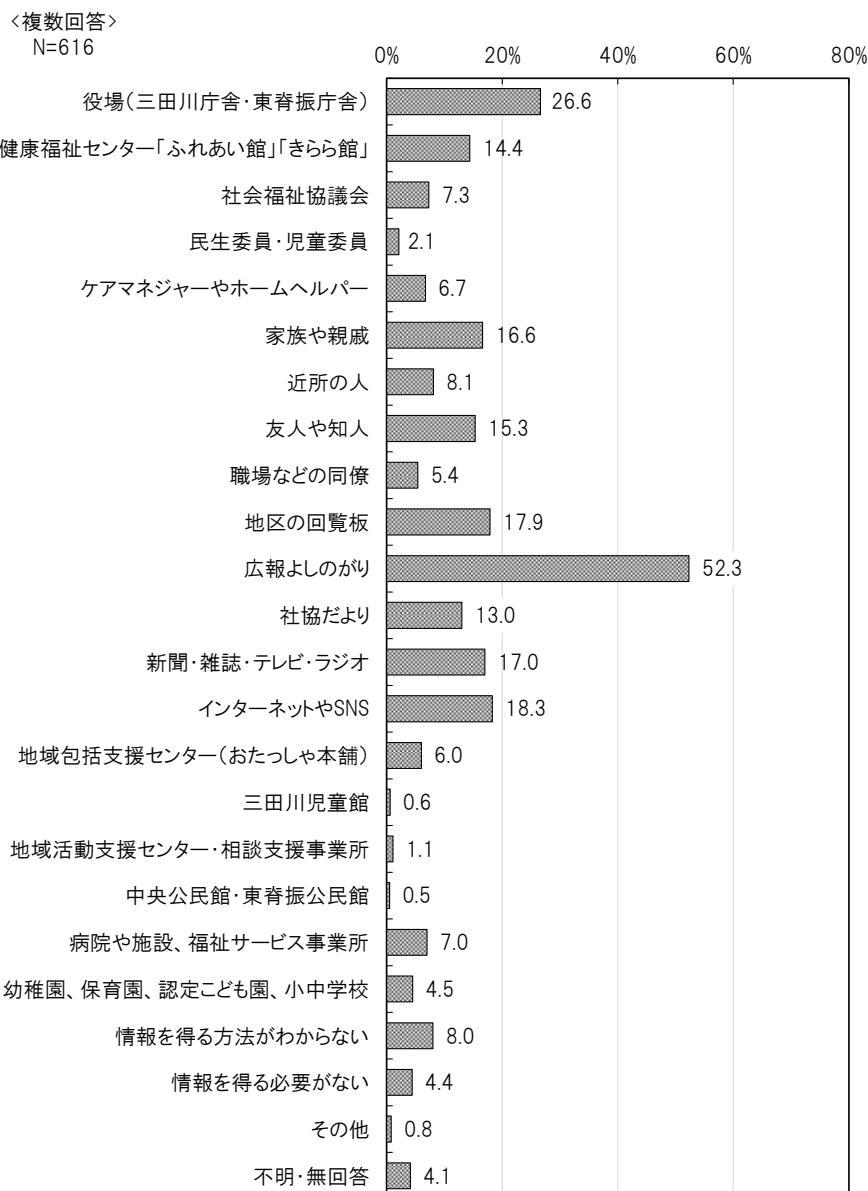
#### ●●現状と課題●●

#### ○役場が発信する福祉に関する情報は、住民の重要な情報源で大事

町民アンケートでは、福祉サービスに関する情報源についてたずねたところ、「広報よしのがり」が高くなっていました。

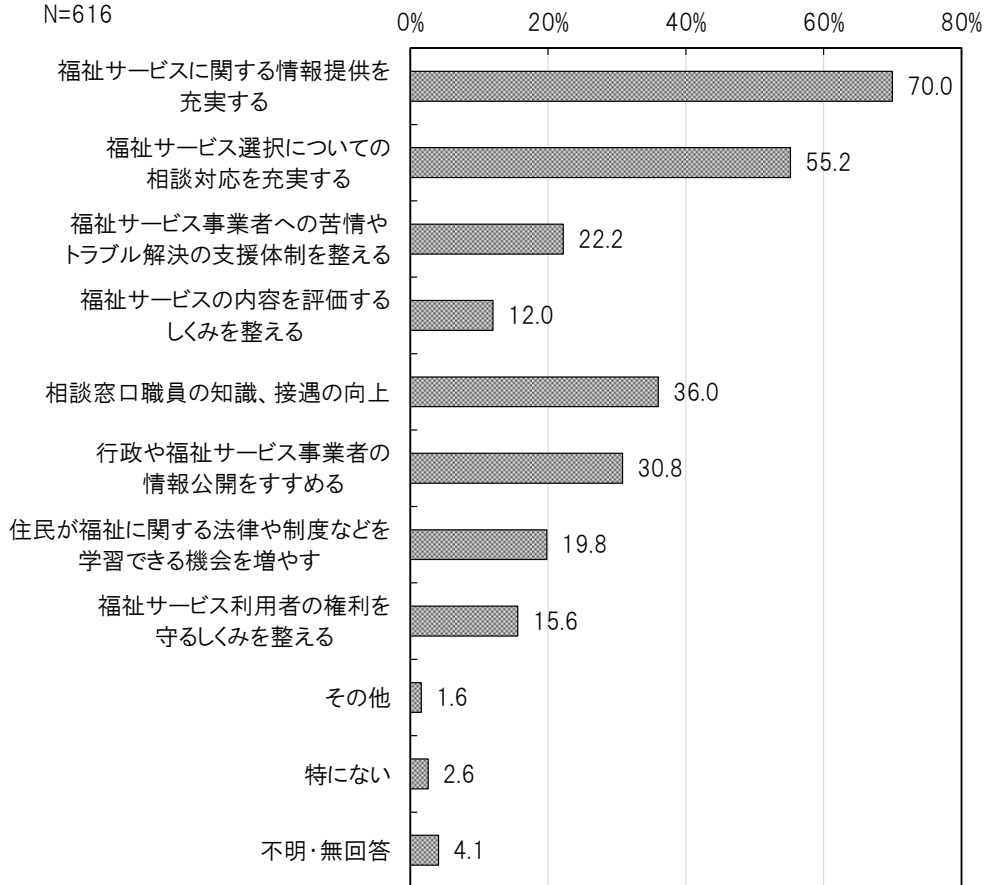
また、福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するために、役場が取り組むことについてたずねたところ、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が高くなっていました。

#### 問 現在、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか



**問 福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、役場ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか**

＜複数回答＞  
N=616



**○福祉に関する支援の情報を必要としている人たちに伝えていくための工夫が大事**

**専門職ヒアリング**では、情報提供について、以下のような意見がありました。

- ・制度理解不足により本当は楽に在宅生活を送れるのに、知らずに自分たちを苦しめている。子どもが遠方に住んでいて直ぐに対応できない。（高齢者福祉分野）
- ・行政サービスについてあまり知らない人や相談に行ったり利用したりすることに抵抗がある人もいる。（子育て支援分野）
- ・パンフレット作成などさまざまな形で周知されていると思うが、生活に余裕がないなど、支援を受けるべき家庭ほど情報に触れることがないケースもあると思う。（子育て支援分野）
- ・障がい福祉のサービスなどは基本的に申請によって始めて給付されることになるが、制度やサービスについてまったく知らない家庭もある。（障がい福祉分野）
- ・わかりやすい制度の説明が必要だ。（生活困窮者支援分野）



## 取り組みの方針

- ◇ 福祉に関する支援を必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 広報紙や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけます。</li><li>● 福祉に関する支援についての学習会などに参加するよう心がけます。</li><li>● 福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということを周囲に求めると同時に、積極的に発信します。</li></ul>                                                                |
| 地域の組織・団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>● チラシや回覧板など活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達します。</li><li>● 福祉に関する支援についての学習会などを地域で開催します。</li><li>● 民生委員・児童委員などによる見守り活動や生活支援活動のなかで、福祉に関する支援の情報を提供します。</li></ul>                                                                           |
| 事業所などが<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 福祉サービス事業所では、必要な福祉に関する支援などについての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。</li><li>● 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催します。</li></ul>                                                                                          |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 社会福祉協議会の役割や活動内容について幅広く周知します。</li><li>● 「社協だより」で、福祉に関する支援の情報提供の充実を図ります。</li><li>● 「社協だより」やホームページ、パンフレットに掲載する内容を、平易な文章とするなど工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。</li><li>● 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問するなど、きめ細かい情報の提供に努めます。</li></ul> |

行政が  
取り組むこと

- 「広報よしのがり」で、福祉に関する支援についての情報の提供の充実を図ります。
- 福祉に関する支援の情報提供について、文字を大きくすることやふりがなを表示するなど、情報の受け手に配慮した方法を工夫します。
- ホームページやパンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫するとともに、インターネットやSNSを活用しながら、福祉に関する支援についての情報を提供するように努めます。
- 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるように努めます。
- 地域の組織や団体、幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。
- 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、筆談などによるコミュニケーションの支援が行える体制を整えるように努めます。
- 福祉に関する支援についての説明会を開催するとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人などには、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問するなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

## 2 身近で気軽に相談支援の充実

### ●●現状と課題●●

#### ○困りごとや悩みごとについて、身近で気軽に相談できる場や機会が大事

専門職ヒアリングでは、相談支援について、以下のような意見がありました。

- ・病気や介護に関して相談窓口がわからず、問題が放置されることで早期支援につながらないケースが多いように感じる。地域や隣近所とのつきあいが希薄となり、誰にも相談できない状況となっている。（高齢者福祉分野）
- ・昔のような近所付き合いが少なくなっている。相談ができる人が少ないため、相談できる場所を増やしていく。（高齢者福祉分野）

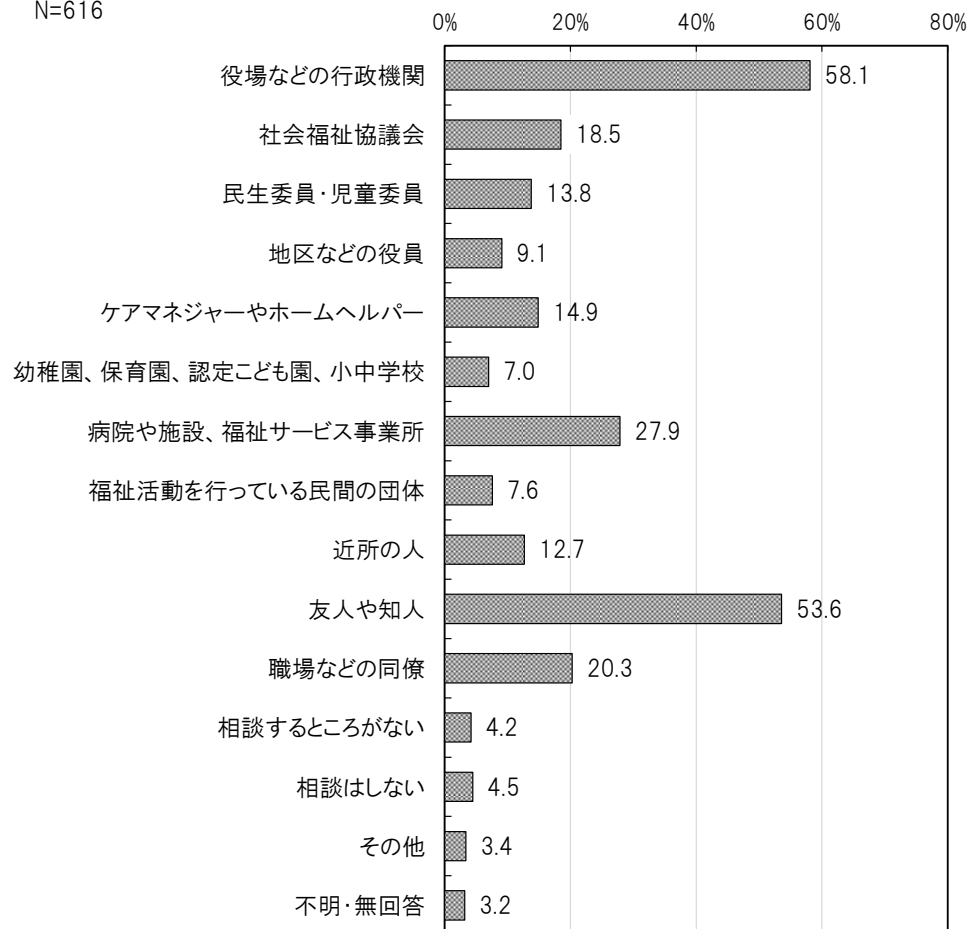
- ・育児や子どもについてのちょっとした困りごとなどを相談できる人が身近にいないのではないか。子どもの発達などについては相談できる相手がおらず、ひとりで悩んでいる人も多い。（子育て支援分野）
- ・乳児を持つ母親の子育てに関する悩みを気軽に相談できる場所をもっと作って欲しい。（子育て支援分野）
- ・広域的なものでなく、町に根ざした相談窓口も必要であるように思う。（障がい福祉分野）
- ・すべてが申請であり、自身で役場へ相談に行かなければならない。制度やサービスを知らない人への周知が必要だ。（生活困窮者支援分野）
- ・地域住民間の関係性が希薄となっており、相談できる人がいないという現状がある。（生活困窮者支援分野）

### ○役場などの行政機関は、福祉に関する支援の相談先として期待度が高く大事

町民アンケートでは、生活上の困りごとを抱えたときの家族以外の相談場所や相談相手についてたずねたところ、「役場などの行政機関」が高くなっていました。

### 問 あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談しますか

<複数回答>  
N=616



## 取り組みの方針

- ◇ 役場や社会福祉協議会の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、住民にとってより身近なものとなるように努めながら、相談支援の充実を図ります。

## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"><li>●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、民生委員・児童委員や地域の相談支援機関などに気軽に相談します。</li><li>●自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。</li><li>●必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集します。</li></ul>                 |
| 隣近所が協力して<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"><li>●隣近所の人困りごとで悩んでいたら、地域の相談支援機関や専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。</li></ul>                                                                                                                                               |
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>●福祉に関する支援についての専門的な関係機関の相談窓口のことを知らせていきます。</li><li>●生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。</li><li>●民生委員・児童委員同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めるとともに、民生委員・児童委員の役割について、住民に知らせよう心がけます。</li></ul> |
| 事業所などが<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"><li>●福祉サービス事業所が利用者やその家族にとって、より身近で気軽な相談の場となるよう、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。</li><li>●利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。</li></ul>                                                 |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"><li>●相談員の専門性の向上に努めるとともに、誰もが気軽に相談できる雰囲気や環境を整えます。</li><li>●相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を進めます。</li><li>●町や各種専門機関と情報交換や連携の強化を図ります。</li></ul>                                     |

行政が  
取り組むこと

- 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員や地域の相談支援機関の周知を図ります。
- 役場の窓口とともに、地域包括支援センター（おたっしや本舗）などを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。
- 相談窓口担当職員の知識向上のため、研修などへの参加を促します。
- 担当する相談窓口が複数箇所にまたがるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を進めます。
- 民生委員・児童委員に対し、研修を行い、スキルアップを図ります。

### 3 成年後見制度の利用促進

#### ●●現状と課題●●

##### ○成年後見制度の利用促進のための取り組みが大事

専門職ヒアリングでは、成年後見制度の利用促進に関連することについて、以下のような意見がありました。

- ・高齢者のみの世帯や高齢者のひとり世帯も増えており、同居の世帯が減少している。認知症の進行もみられるが、家族が遠方で常時の支援ができない。認知力の低下にも気づけない。（高齢者福祉分野）
- ・生活の管理や安全の確保が難しく、困っていても誰も気づくことができないことがある。結果、孤独死などにつながる恐れがある。（高齢者福祉分野）
- ・8050問題が増えてきた印象がある。特に男性独身の人の経済的虐待が疑われるケースが多い。早目に成年後見人を入れるなどの対策が必要だと思う。（高齢者福祉分野）
- ・認知症高齢者のひとり暮らしの人。家族は認知症の進行レベルを把握しにくい。そのことにより健康状態の悪化、孤独死も問題になっている。（高齢者福祉分野）
- ・家族の高齢化により、今後の生活に対する不安を抱えている。（障がい福祉分野）

#### 取り組みの方針

- ◇ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、周知を図るとともに、成年後見制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりを進めます。

#### 役割分担

自分や家族が  
取り組むこと

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解を深め、必要に応じて利用するよう心がけます。

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解を深めるための学習会などを開催し、住民に参加を求めます。</li> <li>●成年後見制度利用者の支援や、制度の利用につなげるための体制づくりに協力します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事業所などが<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度利用者の支援や、制度の利用につなげるための体制づくりに協力します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症や知的障がい、精神障がいなどにより適切な判断が難しい人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の使い方を提案・支援する日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。</li> <li>●成年後見制度につなげるための体制づくりに協力します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 行政が<br>取り組むこと       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度に関する広報活動や出前講座などを実施し、周知啓発に努めます。</li> <li>●町長申立や後見活動の報酬助成を行うことで、成年後見制度を必要とする人を利用につなげる支援を実施します。</li> <li>●成年後見制度を必要とする人の支援や利用につなげるための体制づくりのため、支援者チーム（本人の支援を行う親族、医療・介護・福祉や地域の関係者と後見人など）を支援する地域の関係団体、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者などから構成する地域連携ネットワークの構築を進めます。</li> <li>●佐賀県が実施している市民後見人養成講座の受講を推進し、市民後見人の育成に取り組みます。</li> <li>●判断能力の低下にともない権利擁護が必要な人への支援のあり方について、関係団体などと連携しながら、協議・検討を進めます。</li> <li>●成年後見制度における不正事案は、親族後見人などの理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっていることから、広く町民へ制度の理解を促し、普及することにより不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。</li> <li>●成年後見制度の利用者に対し、密接な身上保護と見守りが行われるとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療などのサービスの提供がなされるよう、支援体制の充実に努めます。</li> <li>●社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業と連動し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行するよう努めます。</li> </ul> |

## 基本目標Ⅱ 専門的な支援ができる体制づくり

### 1 福祉サービスの量や質の充実

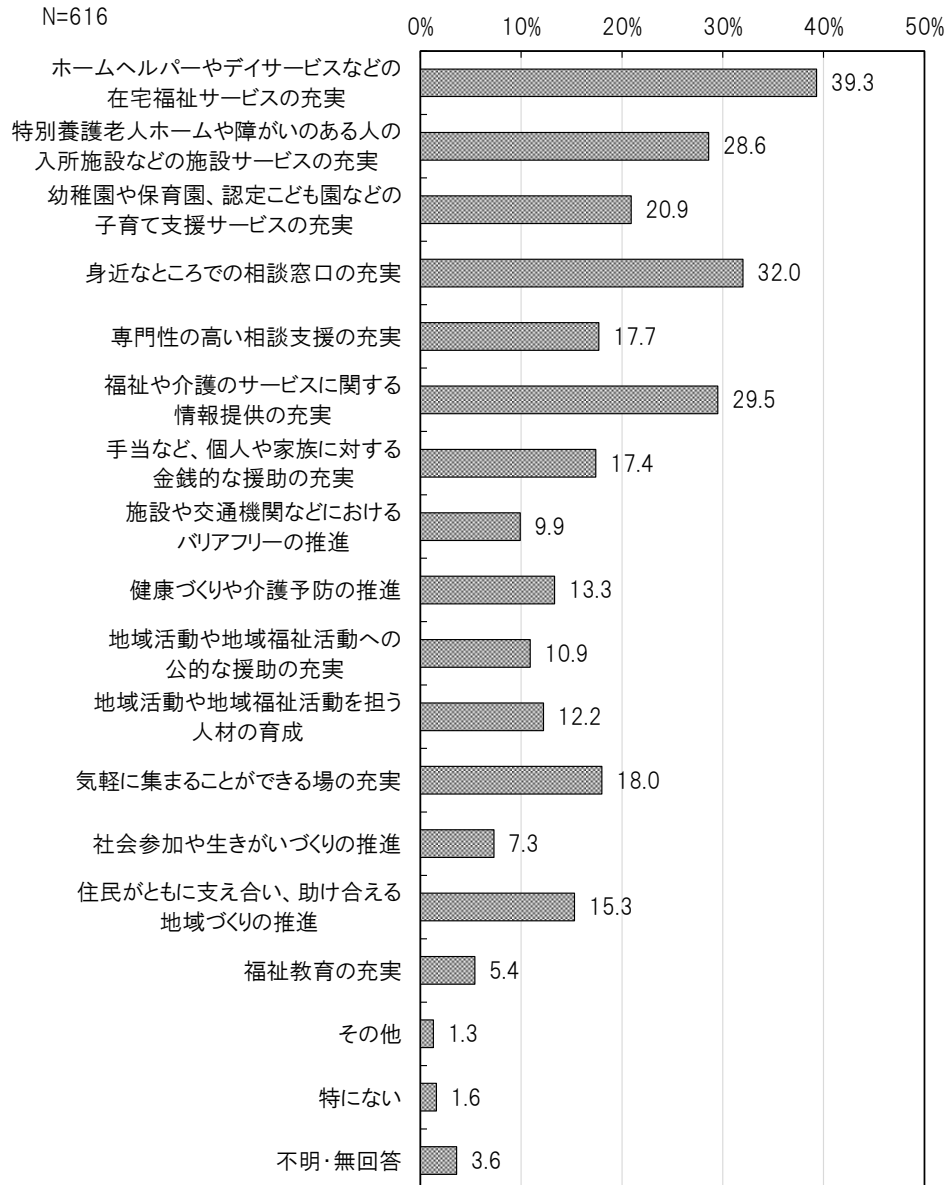
#### ●●現状と課題●●

##### ○福祉サービスの充実を図っていくことが大事

町民アンケートでは、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくため、町に求める支援についてたずねたところ、「特別養護老人ホームや障がいのある人の入所施設などの施設サービスの充実」や「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」が高くなっていました。

#### 問 住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくため、町に求める支援はどのようなことですか

＜複数回答＞  
N=616



**専門職ヒアリング**では、福祉サービスについて、以下のような意見がありました。

- ・介護が必要な家庭について、やはり介護負担を多く感じる。家族が働く世代であり、その環境のなかで、どのように携わり、介護者の負担軽減を図るか。在宅ケアの場合、24時間365日の介護となり休息が必要。（高齢者福祉分野）
- ・老老介護で共倒れするリスクが大きい。子どもは現実をわかっておらず、生活できたらまだ大丈夫との思いを持ち、あまりかかわっていない。子どもは遠方に住んでおり、すぐに対応できない。（高齢者福祉分野）
- ・夫婦でどちらかが介護されている世帯もあるが、老老介護で負担が大きい。近隣に住んでいる子ども達が通って介護しているところもあるが自分の家のこともあり、負担が増大していると思う。通所型・訪問型のサービスをうまく組み合わせ、負担軽減を図る必要があると思う。（高齢者福祉分野）
- ・通所サービス・ショートステイを利用されている人や家族は、家族の介護負担軽減につながっていて、高齢者についても身体・認知面の低下予防につながっていると思える。サービスを利用されていない人、閉じこもりがちな人をサービス利用につなぐことが大事かと思う。（高齢者福祉分野）
- ・同居家族が減り、外出などができにくくなっていることが多い。（高齢者福祉分野）
- ・保護者の急病時などに預かってくれるところがない（事前登録が必要だったり、核家族であったり、祖父母が遠方にいたりして、急なことに対応してくれる人がいない）。園児は預かり保育の利用ができるが、未就園児の預け先に困る。（子育て分野）
- ・強度行動障がいに対応できる支援者や事業所が少なく、働いたり、活動したり、自宅以外で過ごせたりする機会や場面がほとんどない。（障がい福祉分野）
- ・発達障がいや高次脳機能障がいの診断を受けた後、必要な療育や訓練を受ける場が少なく、なかなか次のステップにつながらない場合がある。（障がい福祉分野）
- ・障がい福祉サービスのなかで、日中活動支援として就労や生活支援はあるが、「住」を考えたときに、もっとグループホームが必要だと思う。（障がい福祉分野）

## 取り組みの方針

- ◇ 法や制度に定める支援や各種福祉サービスについて、必要とする住民に対し適切に提供できる体制づくりを進めることで、支援の量の確保と質の向上を図ります。



## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。</li> <li>●福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業所などが<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。</li> <li>●福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きます。</li> <li>●福祉サービス事業所では、感染症対策の訓練などの実施とともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄など）や、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などを行うよう努めます。</li> <li>●福祉サービス事業所の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。</li> <li>●感染症対策に資するため、平時から情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。</li> </ul> |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い福祉サービスを提供します。</li> <li>●福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度を説明するとともに、その解決に向けて適切に対応します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      |



行政が  
取り組むこと

- 福祉や介護、保健分野などの個別計画を進めることにより、福祉サービスの質や量の充実を図ります。
- 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。
- 「コミュニティバス」や「デマンド型乗合タクシー」の運用については、利用者の利便性を高めるための検討を進めます。
- 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。
- 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度について周知するとともに、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- 福祉サービス事業所などに対し、感染症対策の訓練や感染拡大防止策の周知啓発の実施とともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄など）や、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などを行うよう促します。
- 福祉サービス事業所の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。
- 感染症対策に資するため、平時から情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。

## 2 包括的な支援の充実

### ●●現状と課題●●

#### ○複合的な問題を抱えている本人や家族に対する連携した相談支援が大事

専門職ヒアリングでは、本人や家族が抱える問題について、以下のような意見がありました。

- ・病気や家族関係など複雑な問題が多いと思うが、専門の人へ早めに相談して、高齢者や家族それぞれが現在のストレスを少しでも軽くできればと思う。（高齢者福祉分野）
- ・高齢者を支える家族機能の低下（８０５０問題、子どもがいない、子どもが一人、子どもが遠方）。家族が問題を抱え込むことが多く、相談をするタイミングが遅くなってしまう。家族を支える体制も十分ではない。（高齢者福祉分野）

- ・自立支援機関の支援は、相談者が設定した目標達成に向けた支援であり、目標達成すれば一旦支援終了する。終了時につなぎ機関や資源があればいいが、つながらない人のその後の見守りやかかわりをどこが主で行うか課題に感じる。（生活困窮者支援分野）

### ○生活上の多くの問題を抱える本人や家族に対する包括的な支援が大事

**専門職ヒアリング**では、本人や家族に対する支援について、以下のような意見がありました。

- ・高齢者と未婚の子との同居で高齢者の年金をあてにして生活している（８０５０問題）。（高齢者福祉分野）
- ・低所得のため、食費や介護サービスや医療にかかわる費用を少しでも節約しようとし、体調悪化につながりやすい。（高齢者福祉分野）
- ・簡単ではないが行政、民生委員、医療機関、介護事業所など各種団体が連携を図れる仕組みは必要であると感じる。（高齢者福祉分野）
- ・将来への見通しが立たず、孤独や不安をずっと抱えている家庭もある。（障がい福祉分野）
- ・世帯の収入が低下すると、当事者の障害年金への家計依存が高まり、経済的な搾取にいたるケースもある。（障がい福祉分野）
- ・障がいが原因で生活や社会に適應することが難しいケースが多くあることや、家族との関係性、生活歴などで困難さが見られる。（生活困窮者支援分野）
- ・お金の管理ができない人がいるが、安心サポートの対象外（福祉サービスを利用していない）であり、その他の管理してもらえるサービスもない。毎回同じように金銭に困窮した状態になってしまう。（生活困窮者支援分野）
- ・ひとり親世帯の場合、金銭面の問題だけでなく、子どもに対する支援の必要で、関係機関との連携が必要不可欠だと思う。（生活困窮者支援分野）
- ・各サービス（生活保護を含む）を受給した後の生活は、生活困窮者世帯にお任せの状態で、状況の把握は困難な状態にある。しわ寄せを受けているかもしれない世帯員の生活状況の把握が課題になっていると思う。（生活困窮者支援分野）

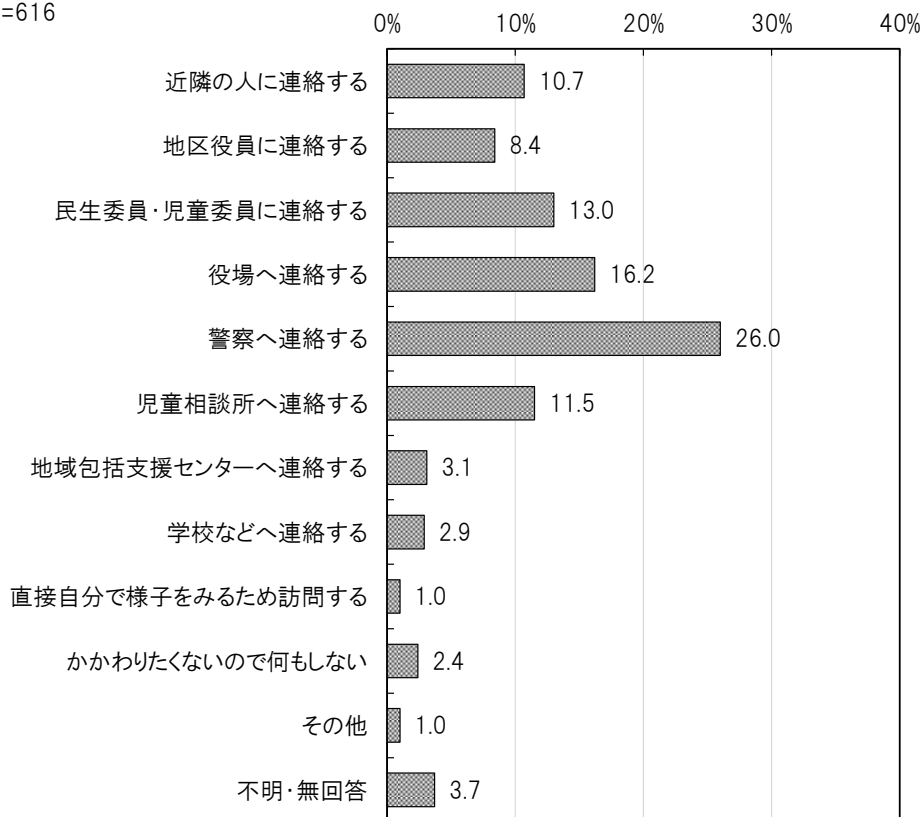
### ○虐待の早期発見や防止のために関係機関が連携を強化していくことが大事

**町民アンケート**では、虐待が発生していると思われるときの最初の対応についてたずねたところ、「警察へ連絡する」が最も高く、次いで「役場へ連絡する」、「民生委員・児童委員に連絡する」、「児童相談所へ連絡する」が高くなっていました。



## 問 もしあなたの周囲で、虐待が発生しているとあなた自身が思われたら、最初に対応しますか

〈単数回答〉  
N=616



専門職ヒアリングでは、虐待の問題について、以下のような意見がありました。

- ・家族と一緒に住んでいるにもかかわらず、家族の支援が受けられずネグレクト状態になっている家庭がある。（高齢者福祉分野）
- ・介護者が介護負担を抱え込まないように、抵抗なく利用できるフォーマル、インフォーマルなサービスを整える。（高齢者福祉分野）
- ・民生委員と連携し、状況を把握する。ストレスを感じられる家庭には緩和を図るため、相談援助を行う。（高齢者福祉分野）
- ・家庭のなかに入りやすいケアマネなどがいち早く察知して、行政へ伝えるようにしていくことがまず大事だと思う。（高齢者福祉分野）
- ・隣近所などで常に声かけを行い、相談しやすい環境づくりをする。（子ども支援分野）
- ・いろんな関係機関との情報共有が大切だと思う。（子育て支援分野）
- ・虐待の背景には、加害者となった人の孤独や困窮などの複合的な課題がある。そのため、単一の機関だけで対応することは限界があるように思われる。地域で考えていけるような場（自立支援協議会など）が必要と思われる。（障がい福祉分野）

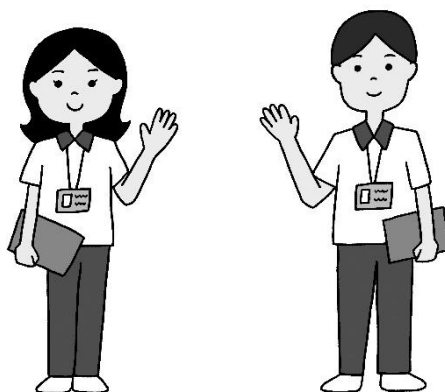
## 取り組みの方針

- ◇ 複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援につながるように、役場内ならびに地域の相談支援機関や関係機関の間で情報共有や連携を強化しながら、相談支援や包括的な支援ができる体制の充実を図ります。

## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援を求めるよう心がけます。</li> <li>●自分が、家族などから虐待などの不適切な扱いを受けていると感じるときには、すみやかに誰かに相談し、支援を求めます。</li> <li>●自分の周囲で、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついた時には、支援につながるよう、警察や児童相談所などの専門機関、町の担当課や地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）へ、すみやかに連絡します。</li> </ul> |
| 隣近所が協力して<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人々が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援を求めるよう声をかけ合います。</li> <li>●隣近所で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついた時には、支援につながるよう、警察や児童相談所などの専門機関、町の担当課や地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）へ、すみやかに連絡します。</li> </ul>                                                      |
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から、複雑かつ多問題化した生活上の課題に関する専門的な相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援のことを知らせていきます。</li> <li>●見守り活動や生活支援活動などで、複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。</li> <li>●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、民生委員・児童委員と近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めます。</li> </ul>                        |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所などが<br>取り組むこと   | ●福祉サービス事業所で、利用者が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱えているときには、関係する機関や事業所などと情報を共有し、連携を図りながら、包括的な支援のために協力します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>●地域の相談支援に取り組む組織や団体、事業所などと協力や連携を図りながら、生活上の課題を抱える人や世帯の相談支援に応じていく体制づくりを進めます。</li><li>●地域の組織や団体、関係機関、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域のなかで支援を必要とする人や世帯を包括的かつ継続的に支援できる体制づくりを進めます。</li><li>●生活福祉資金貸付事業の利用契約時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、必要に応じて、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら相談支援を進めます。</li><li>●低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している生活上の課題の解決に向けた適切な支援を進めていきます。</li><li>●公的な制度だけでは対応できない人などに対して、自立した生活が送れるよう、新たな事業や取り組みの検討、実施に努めるとともに、住民が抱える生活上の課題に的確に対応していくため、新たなニーズの把握に努めます。</li></ul> |



行政が  
取り組むこと

- 地域共生社会の実現に向け、地域生活課題を抱える人や世帯に対する一体的かつ重層的な支援体制づくりのための検討を進めます。
- 地域で活動している相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりを進めます。
- 生活に困窮する人や世帯にかかわる情報を役場内で共有することで、すみやかに相談支援につながるよう努めます。
- 地域の組織や団体、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域での生活を送るうえで支援を必要とする人や世帯に対する包括的な生活支援に関する体制づくりを進めます。
- 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、認知症の人や福祉サービス利用者の支援のため、情報共有や連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。
- 福祉サービスを必要とする人や世帯へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などの支援に関係する組織・団体間の協議の場について、さらなる機能充実を図ります。
- 低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している生活上の課題の改善に向けた包括的な支援を進めていきます。
- 虐待問題に対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや包括的な支援のさらなる充実を図ります。
- 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。
- 関係各課と協力のもと自殺対策研修会やゲートキーパー養成講座を実施し、人材育成に努めるとともに、自殺対策庁内連絡会議や保健対策推進協議会を開催し、関係機関・団体との連携を図り、自殺予防に関する地域におけるネットワークを強化します。
- 佐賀県による再犯防止に関する取り組みに協力するとともに、関係機関との連携および情報の共有に努めます。

## 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり

### 1 隣近所などでの身近な助け合いの推進

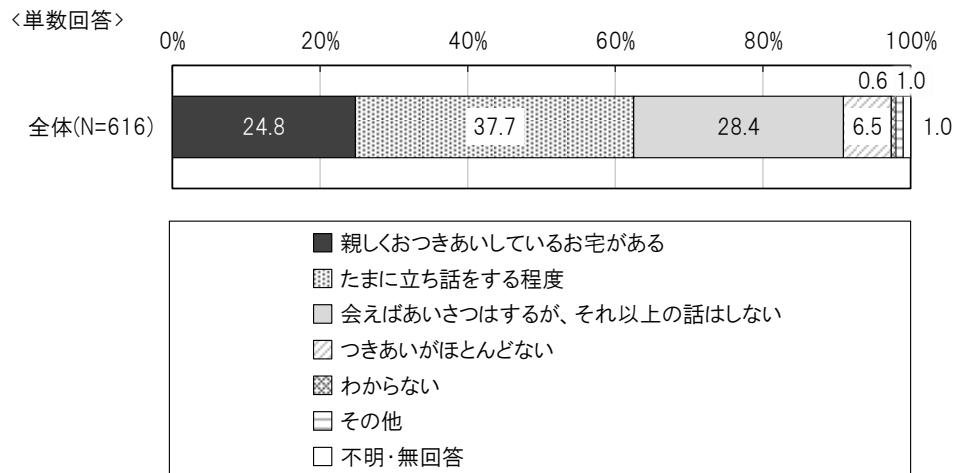
#### ●●現状と課題●●

○隣近所のかかわりが希薄化するなか、近所づきあいや助け合いが大事との思いが強い

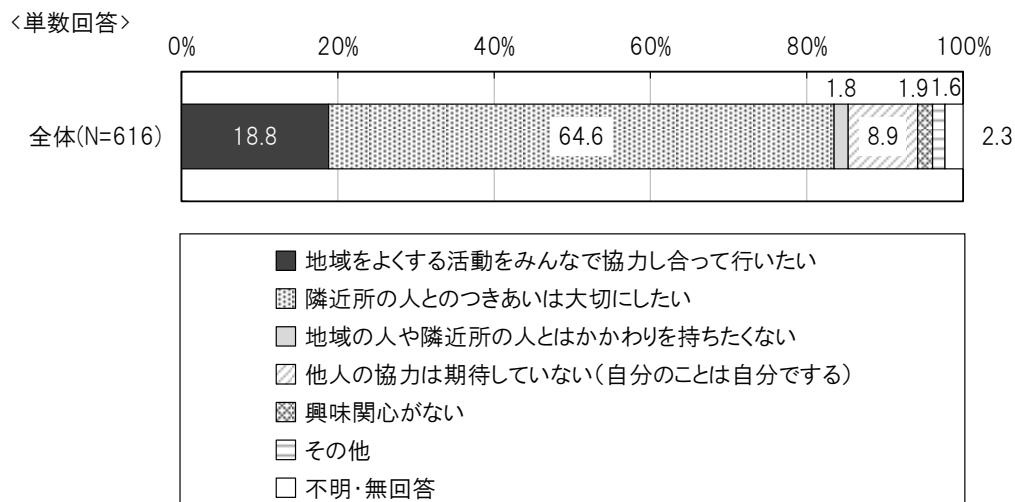
町民アンケートでは、普段の近所づきあいの程度についてたずねたところ、「たまに立ち話をする程度」が高くなっていました。

また、地域での人と人のかかわりに関する考えについてたずねたところ、「隣近所の人とのつきあいは大切にしたい」が高くなっていました。

#### 問 普段近所の人とどの程度のつきあいをしていますか



#### 問 地域での人と人のかかわりについて、考えに近いものを選んでください



専門職ヒアリングでは、近隣とのかかわりについて、以下のような意見がありました。

- ・身体状況などさまざまな要因により、自宅から外出することがなく、近所や地域とかか

わりが減っていく。それによって周りの人たちも最近の様子などを把握していくことが難しくなる。どんな状態になっているのか把握できず、少しのことでも手伝えないでいる。（高齢者福祉分野）

- ・ごみ出しの協力や支援の仕組み、ちょっとした買い物など、頼みやすい関係づくりが大切だ。（高齢者福祉分野）
- ・核家族化の進行や地域のつながりが希薄化している。隣の家とのつきあいもなく、就労している母親も多く顔を合わせることもない。（子育て支援分野）
- ・昔のように近所の人が声をかけたり、注意をしたりということがめっきり少なくなっているように思う。地域での子育てが課題だと思う。（子育て支援分野）
- ・近所の人とのかかわりがなく、実子と疎遠になっている場合もあるため、孤独死を防止する対策についても考える必要があるのではないかなと思う。（生活困窮者支援分野）

## 取り組みの方針

- ◇ 隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域において孤立することなく、安心した暮らしとなることをめざします。

## 役割分担

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。</li> <li>●地域の活動や行事などに参加するよう心がけます。</li> <li>●自分ひとりではできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。</li> </ul>                                                                                  |
| 隣近所が協力して<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。</li> <li>●困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。</li> <li>●ごみ出し、買い物や通院などの外出といった日常生活の上でちょっとしたことが十分にできず、困っている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。</li> </ul> |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。</li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| 行政が<br>取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。</li> </ul>                                                                                                                                                                   |

## 2 地域での理解と協力による支え合いの推進

### ●●現状と課題●●

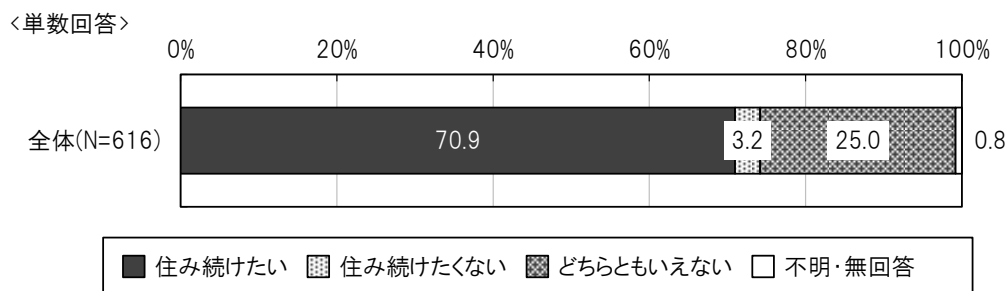
○この地域に愛着を感じ、地域で支え合っていく福祉のあり方が大事との思いが強い

町民アンケートでは、これからも現在住んでいるところに住み続けたいかたずねたところ、「住み続けたい」が高くなっていました。また、私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとしてできることについてたずねたところ、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が高くなっていました。

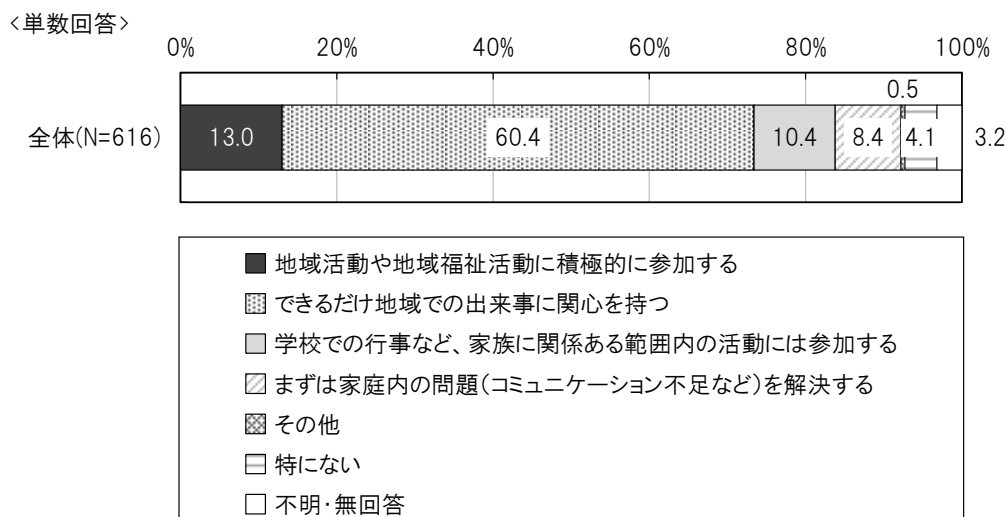
これからの「福祉」のあり方についてたずねたところ、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が高くなっていました。

日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けの求めへの対応についてたずねたところ、「できるだけ対応したい」が高くなっていました。また、認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけたときの対応についてたずねたところ、「できるだけ声かけしたい」が高くなっていました。

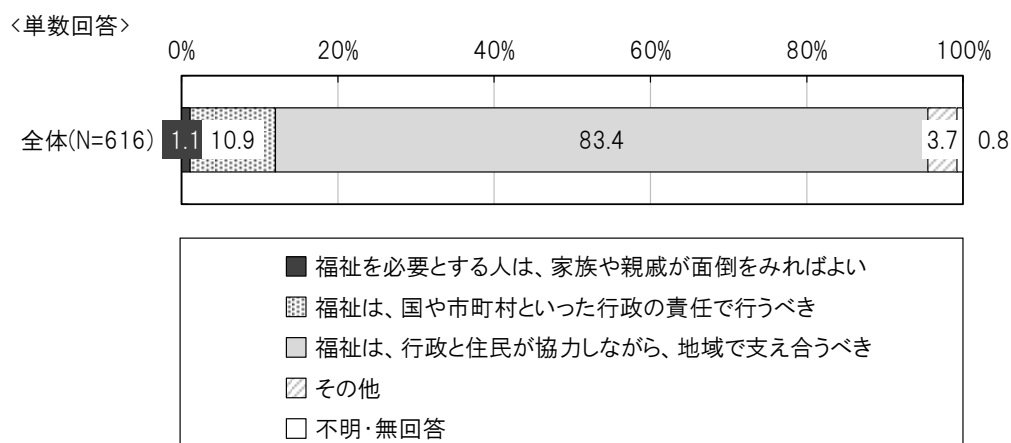
問 これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか



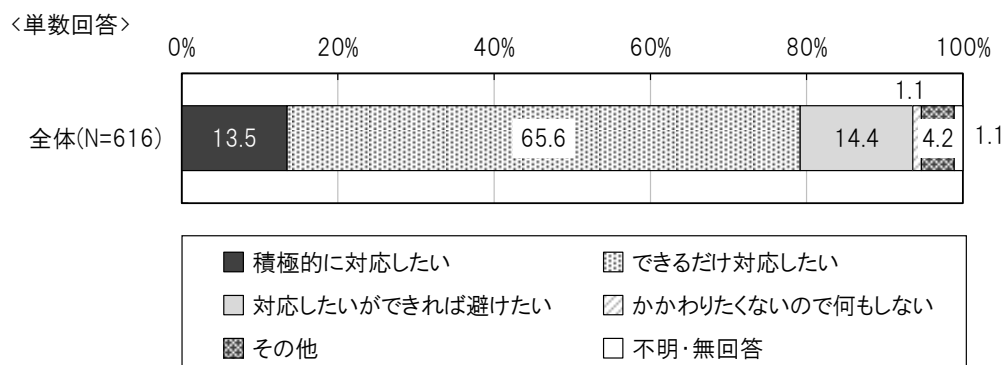
問 私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、町民のひとりとして、あなたができることはどんなことがあると思いますか



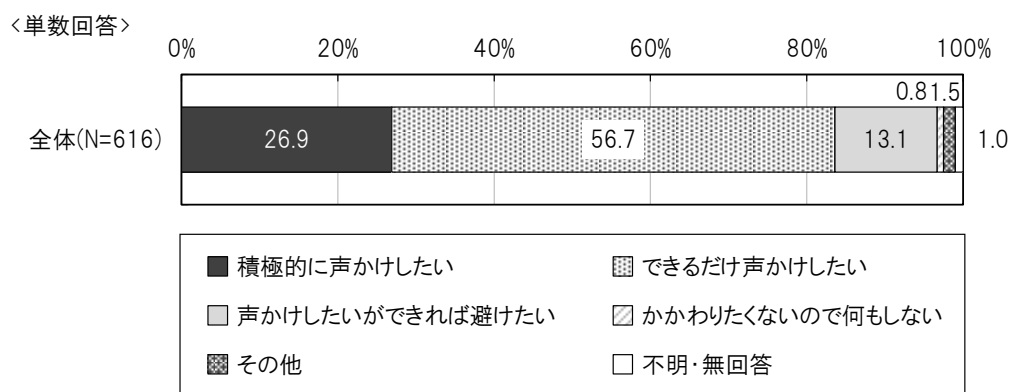
### 問 これからの「福祉」のあり方は、どのようなべきだと思いますか



### 問 日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、どう対応したいと思いますか



### 問 認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけた時、どのように対応したいと思いますか



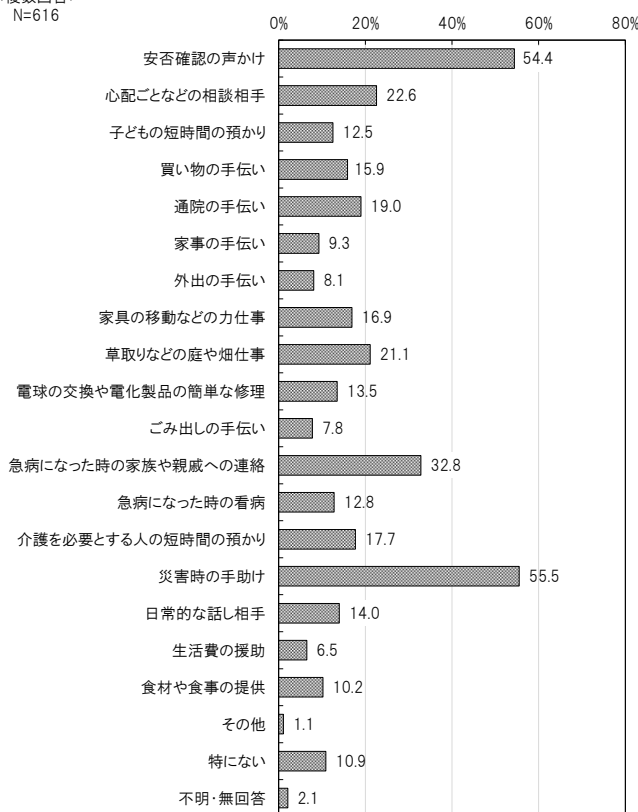
## ○地域での理解と協力による支え合いの活動を行っていくことが大事

町民アンケートでは、地域の人たちに求める支援と、地域の人たちに対してできる支援についてたずねたところ、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」については、両者ともに高くなっていました。これらは、地域での支え合いや助け合いが期待できる取り組みといえます。一方、「急病になった時の看病」や「介護を必要とする人の短時間の預かり」、「生活費の提供」については、求める支援に比べると、支援できることとしては低くなりました。これらについては、住民同士では難しい取り組みといえます。

また、今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために重要なことをたずねたところ、「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」に次いで、「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が高くなっていました。

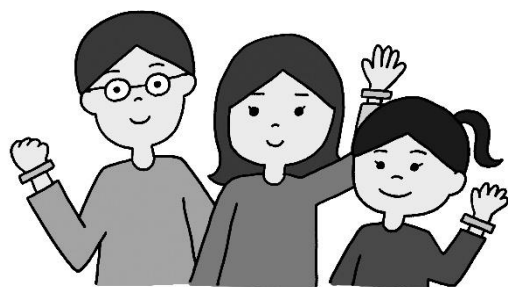
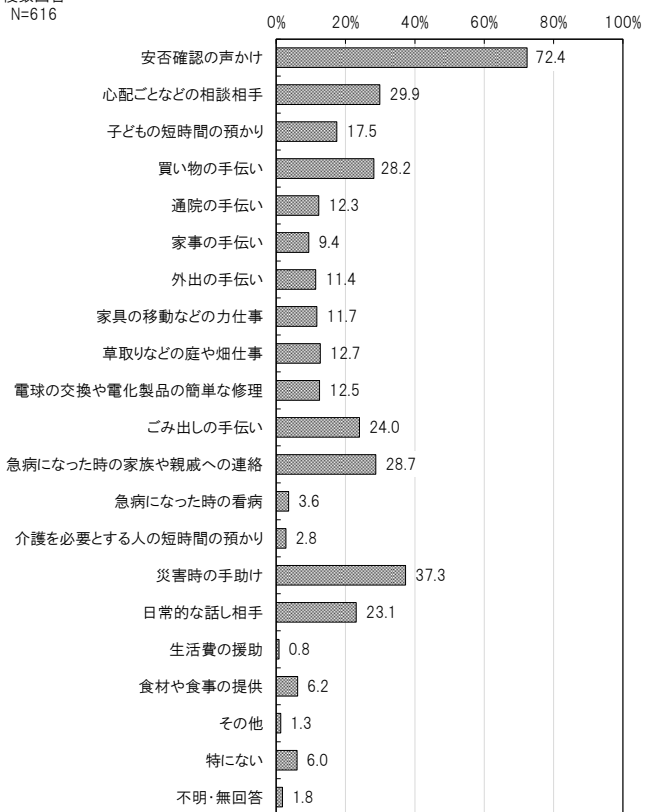
### 問 あなたやご家族に助けが必要になった時、地域の人たちにどのような支援をしてほしいと思いますか

<複数回答>  
N=616

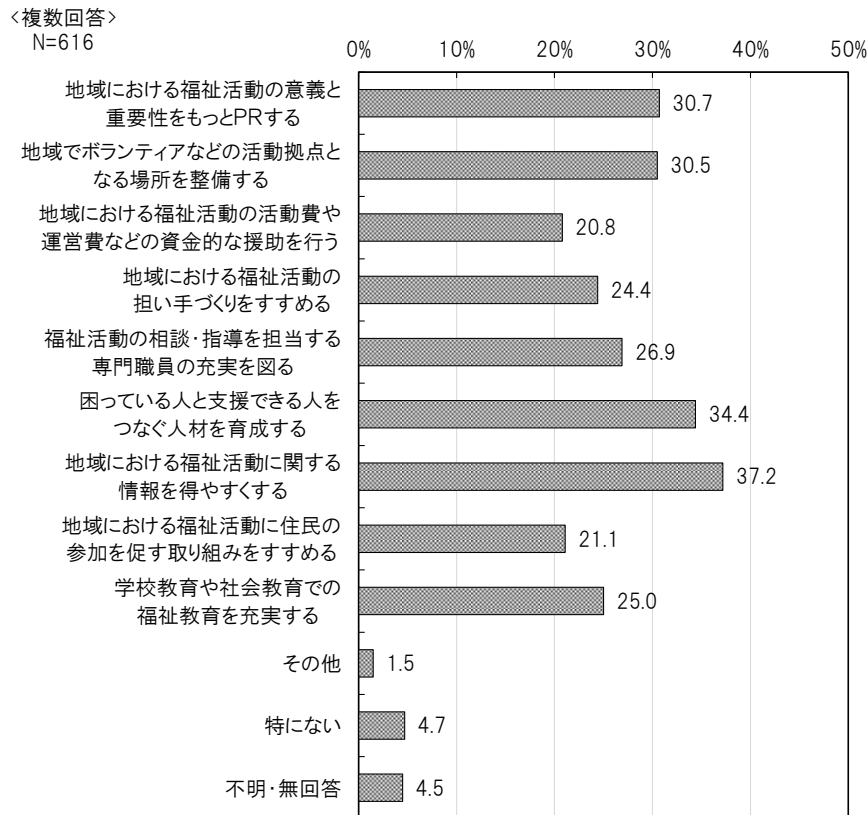


### 問 あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか

<複数回答>  
N=616



**問 今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていけることが大切になってきます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか**



**専門職ヒアリング**では、地域での支え合いについて、以下のような意見がありました。

- ・単身世帯、高齢者のみ世帯が増えている。それに伴い支援を必要とする人たちが増えている（介護保険を申請するまではないが、近くに子ども達はおらず、買い物や病院受診、調理、ごみ出しなどが大変になっている人）。（高齢者福祉分野）
- ・独居、夫婦世帯などが多くなっているなかで、昔みたいな近所づきあいもなくなってきているのが現状だと思う。ちょっとした見守り、安否確認ができる支援の広がりが必要だと思う。（高齢者福祉分野）
- ・以前、各地域の婦人会会員が高齢者宅を訪問し雑談のなかで生活の様子や簡単に体の様子などを聞いたりしていた。今は、婦人会の会員も少なくなっているので難しいとは思いますが。（高齢者福祉分野）
- ・地区ごとの民生委員はいるけれども、回覧板が回せる程度の班での民生委員のような役割の人がいたらいいと思う。（高齢者福祉分野）
- ・民生委員や区長が自宅を訪問してる様子をうかがい、問題がある場合は行政へ報告し、情報を共有する。（高齢者福祉分野）
- ・民生委員や、もちろん行政とのチームワークも大切になってくると思うが、認知症の人が暮らしている近所の人との協力と理解が必要だ。（高齢者福祉分野）

- ・家族だけではなく、地域の人たちの見守り声かけなどが必要（負担のない程度で）だと思う。また、認知症で徘徊する可能性がある人を地域住民へ周知してもらい、連絡体制の確立をしておくことも大切だ。（高齢者福祉分野）
- ・近く以外の通院や買い物に困難な世帯が増えている。（高齢者福祉分野）

## 取り組みの方針

- ◇ 地域とのかかわりが希薄になり、孤立しがちな生活となっている人や世帯、家族だけでは支援が難しい認知症高齢者や障がいのある人、生活に困窮する人や世帯などが安心して暮らせる支援の充実をめざし、地域での理解と協力による支え合いの活動を進めます。

## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"><li>●地区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによる見守り活動や生活支援活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にします。</li><li>●認知症の家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。</li></ul>                                                                                                                                                |
| 隣近所が協力して<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"><li>●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、地区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによる見守り活動や生活支援活動と協力し合います。</li><li>●隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、助け合います。</li></ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>●地区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育て家族、障がいのある人、外国人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動や生活支援活動を進めます。</li><li>●認知症を抱える人や家族について、お互いに協力し合いながら見守ります。</li><li>●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人、子育て家族、外国人など、支援が必要な人や世帯に対する見守り活動や生活支援活動を充実させるため、住民と地区、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有を進めます。</li><li>●民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方について検討を進めます。</li></ul> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所などが<br>取り組むこと   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。</li> <li>●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。</li> <li>●買い物支援について、商工会や販売店の事業者などの関係者間で検討を進め、協力関係を築きながら充実を図ります。</li> <li>●事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。</li> </ul>                                                       |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の支え合い活動で助け合い、地域全体で解決できる仕組みづくりを進めます。</li> <li>●身近な地域のなかで、支援が必要な人や世帯の見守り活動や生活支援活動を支援します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |
| 行政が<br>取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動を進める際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりを進めます。</li> <li>●地区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人、子育て家族、外国人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動や生活支援活動を支援します。</li> <li>●事業者が、その事業活動を行いながら実施に努める見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。</li> <li>●買い物支援について、商工会や販売店の事業者などの関係者に対し理解と協力を求める取り組みを進めます。</li> </ul> |

### 3 災害時の避難に向けた備えの推進

#### ●●現状と課題●●

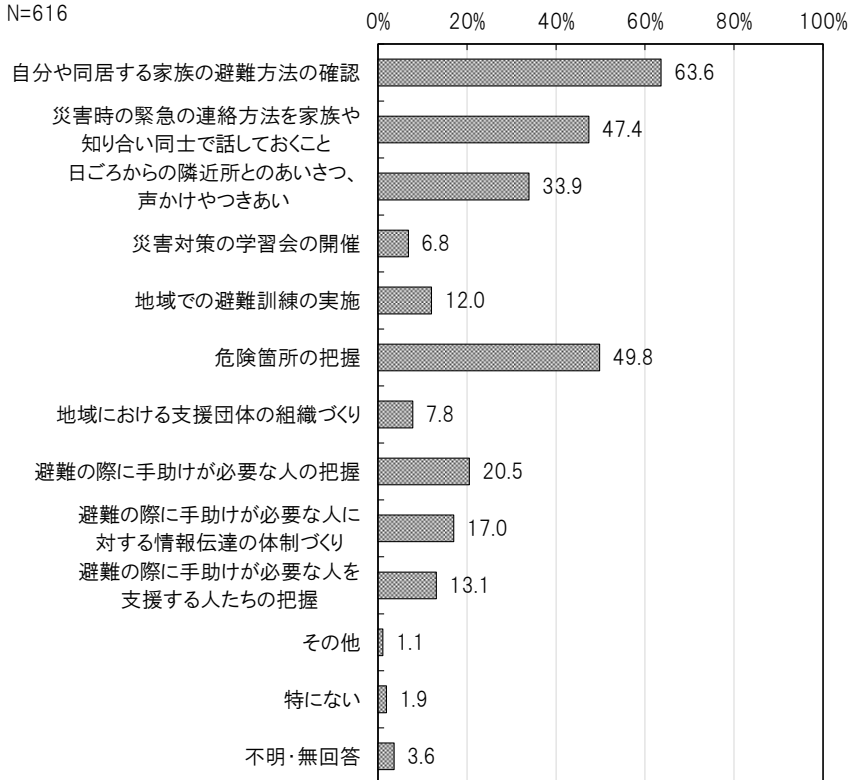
○災害時に必要となる対応を想定しながら備えを整えておくことが大事

町民アンケートでは、災害時の備えとして重要なことについてたずねたところ、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が最も高く、次いで「危険箇所の把握」、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」が高くなっていました。



## 問 地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか

＜複数回答＞  
N=616



専門職ヒアリングでは、災害時の備えについて、以下のような意見がありました。

- ・日頃からの近隣とのつながりや、地域（地区）における体制づくりが大切だ。（高齢者福祉分野）
- ・支援を必要とする世帯の把握が大切だ。（高齢者福祉分野）
- ・普段からひとり暮らしの高齢者への支援を誰にお願いするか、地区で当番制みたいに割り当てるのもひとつの方法かと思う。区長や班長だけだと家が遠かったりして支援が遅くなったり、また、区長への負担も大きいと思うので、近隣の人をお願いできたらいいなと思う。（高齢者福祉分野）
- ・近所の人に不自由なことを知ってもらっておく。地区ごとの避難訓練を実施する。（高齢者福祉分野）
- ・災害時の避難誘導については、普段から地域の会合などの時に、専門家（福祉、消防、駐在所）に、いろいろなケース毎に避難の仕方などを教えてもらうこともよいかと思う（簡単な訓練も含めて）。（高齢者福祉分野）
- ・担当地域の民生委員や区長などは、地域に在住する障がいのある人を把握しておき、緊急時にどのような手順で避難支援を行うか、お互いに確認しておく。（障がい福祉分野）
- ・障がい福祉サービスの利用先との連携が大事だ。（障がい福祉分野）

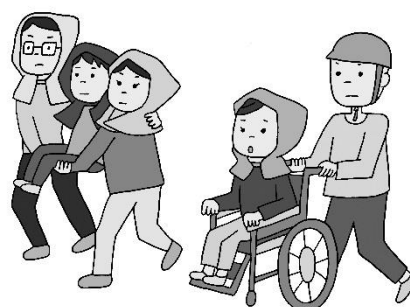
### 取り組みの方針

- ◇ 災害時の円滑な避難行動に備える活動を進めることで、いのちを守る支援の充実を図ります。

## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨などによって発生する土砂災害や河川の堤防決壊により水があふれた場合に予想されるエリアを示す「吉野ヶ里町防災マップ」を活用して、大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握しておきます。</li> <li>●災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払うとともに、日頃から「吉野ヶ里町防災マップ」を活用しながら、避難経路や避難場所について確認しておきます。</li> <li>●町が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。</li> <li>●地域での防災や減災に関する取り組みに参加します。</li> </ul>                          |
| 隣近所が協力して<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス事業所では、日頃から「吉野ヶ里町防災マップ」を活用しながら、大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握し、避難所までの経路の確認しておきます。</li> <li>●防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。</li> <li>●自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えます。</li> <li>●災害時、避難行動に支援が必要な人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。</li> <li>●災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。</li> </ul> |
| 事業所などが<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス事業所では、「吉野ヶ里町防災マップ」を活用して、日頃から大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握し、避難所・避難場所までの経路を確認します。</li> <li>●福祉サービス事業所では、避難訓練などを実施するとともに、「吉野ヶ里町防災マップ」などを活用し事業所におけるリスク、ならびに食料や飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況などを確認します。</li> <li>●福祉サービス事業所では、災害対策に資するため、平時から情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。</li> </ul>                                            |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>社会福祉協議会が<br/>取り組むこと</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害などの緊急時に備え、避難行動に際し支援を必要とする人への見守りや声かけが、日頃から行われる仕組みづくりを進めます。</li> <li>●災害時の対応について、近隣市町社会福祉協議会とのさらなる連携強化を図ります。</li> <li>●佐賀県社会福祉協議会と協働し、現地災害ボランティアセンターの設置を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>行政が<br/>取り組むこと</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「吉野ヶ里町防災マップ」を活用して、日頃から大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握し、家もしくは福祉サービス事業所から避難所・避難場所までの経路の確認しておくことを啓発します。</li> <li>●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。</li> <li>●住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。</li> <li>●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める啓発活動を進めます。</li> <li>●災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行います。</li> <li>●災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉施設が十分に活用できるよう、施設側との協議を深めます。</li> <li>●福祉サービス事業所などに対し、避難訓練や防災啓発活動の実施を促すとともに、「吉野ヶ里町防災マップ」などを活用した各事業所におけるリスク、ならびに食料や飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況などについて、確認を行うよう促します。</li> <li>●災害対策に資するため、平時から情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。</li> </ul> |



## 基本目標Ⅳ 気軽に参加できる環境づくり

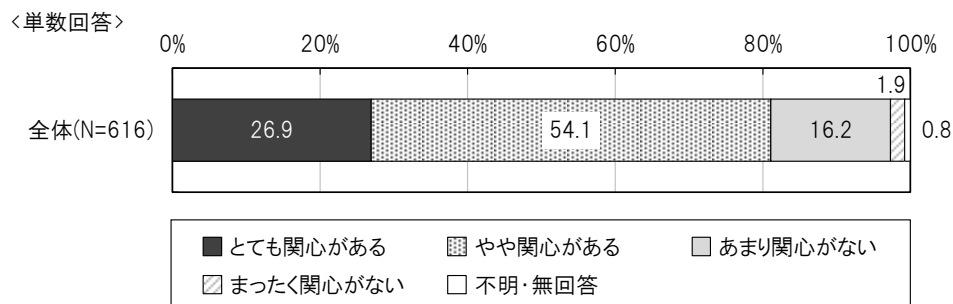
### 1 人権や福祉について学ぶ機会の充実

#### ●●現状と課題●●

##### ○住民は福祉に対し、高い関心がある

町民アンケートでは、「福祉」への関心度についてたずねたところ、「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた『関心がある』が8割以上を占めていました。

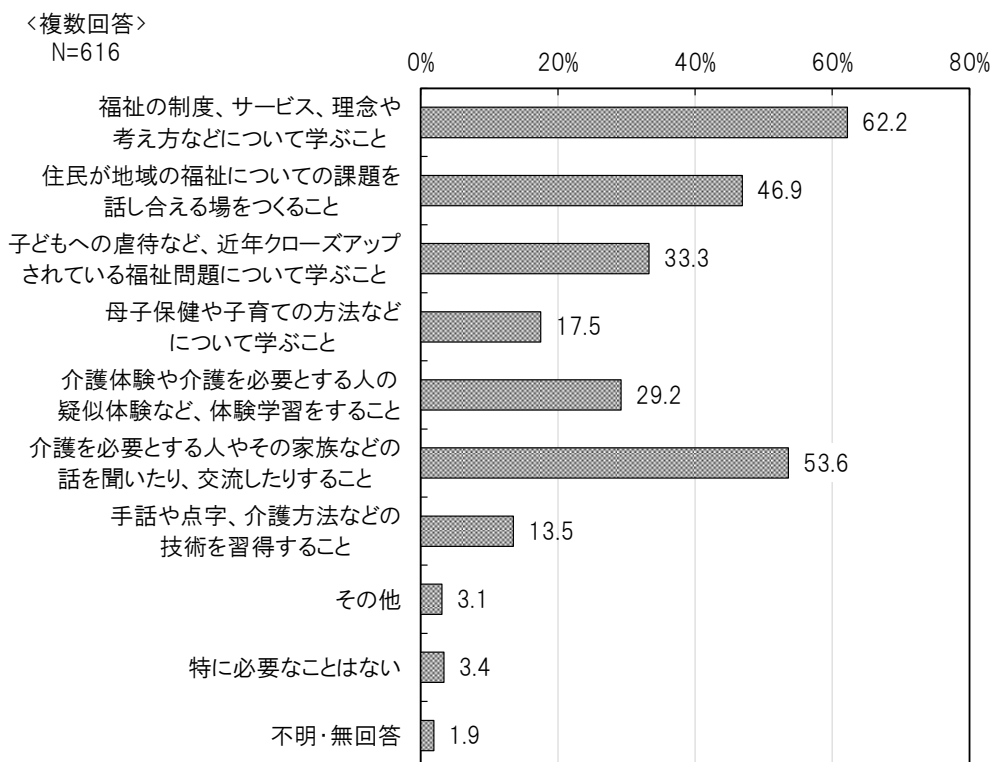
##### 問 「福祉」に関心がありますか



##### ○福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていくことが大事

町民アンケートでは、住民が福祉に関する理解を深めるために必要な機会についてたずねたところ、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」や「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が高くなっていました。

##### 問 福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか



**専門職ヒアリング**では、福祉に関する学びについて、以下のような意見がありました。

- ・介護に対する知識（認知症に対する知識）も乏しいが故に、適切な対応ができない。  
（高齢者福祉分野）
- ・高齢者の理解が十分できず、まだ大丈夫と思い、気がついた時は状態が悪くなっている。  
家族のなかでどうにかできるまでは、と行政や専門機関への相談などが遅くなっている。  
（高齢者福祉分野）
- ・子どもの頃から、認知症について学ぶ機会を作る。（高齢者福祉分野）
- ・町ぐるみで認知症高齢者を把握し、認知症サポーター養成講座をできるだけたくさんの  
人が受講されるように町として取り組み、町全体で高齢者をあたたかく見守っていく。  
（高齢者福祉分野）
- ・核家族が増えているので、子育てのアドバイスが必要だ。（子育て支援分野）
- ・子育てについて相談できる相手が必要なので、育児サークルや育児の講習会などの充実  
が大事だ。（子育て支援分野）
- ・高齢化は自分の問題として捉えやすいのだが、障がいとは、特別な人の特別な問題と捉え  
られがちのように思われる。障がいについて話を聞くことや、学べる機会を身近に設け  
ていく必要があると思う。（障がい福祉分野）
- ・地域の理解が必要不可欠。何故、困窮状態に至ったのか、誰でもなり得ることであるこ  
との理解や、地域で支え合うための雰囲気などのベースづくりが必要だ。（生活困窮者  
支援分野）

## 取り組みの方針

- ◇ 人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図るとともに、家族のなかだけで福祉の課題を  
抱え込んでしまうことがないように、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、  
介護や支援の方法などについて、学ぶ場や機会の充実を図ります。

## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"><li>●人権や福祉について理解を深めます。</li><li>●人権や福祉についての学習会などに参加します。</li><li>●福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会などに参加します。</li></ul>                                                      |
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>●地域の資源や人材を活かしながら、人権、福祉、介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。</li><li>●認知症サポーター養成講座の開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。</li><li>●幼稚園・保育所・認定こども園や小中学校では、児童生徒のみな</li></ul> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | らず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などについて、学ぶ機会をつくれます。                                                                                                                                                                              |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉への理解と関心を高める場づくりを進めます。</li> <li>●児童や生徒を対象とした福祉教育の充実を支援します。</li> <li>●住民の福祉力向上のための講座や学習会などを行います。</li> </ul>                                                                                         |
| 行政が<br>取り組むこと      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権や福祉をテーマとした講演会やイベントを開催します。</li> <li>●福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会や出前講座などを実施し、福祉の制度や支援の方法などについての理解を深める取り組みを進めます。</li> <li>●地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催を進めます。</li> </ul> |

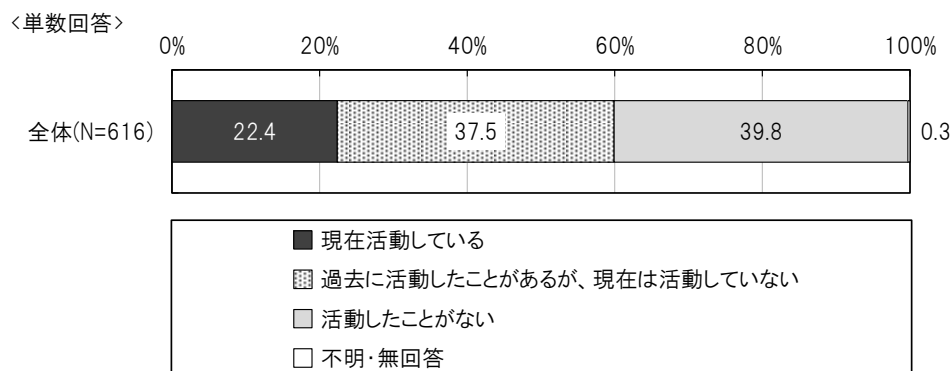
## 2 気軽に参加できる交流の場の充実

### ●●現状と課題●●

○身近な地域での交流の場や機会の充実を図っていくことが大事

町民アンケートでは、地区や子どもクラブ、老人クラブなどの地域活動の経験についてたずねたところ、「活動したことがない」が高くなっていました。

問 現在、地区や子どもクラブ、老人クラブの活動など、地域活動をしていますか



専門職ヒアリングでは、地域での交流の場や機会について、以下のような意見がありました。

- ・地区の公民館などでいろいろな取り組み（体操や脳トレなど）を行い、参加が少ないひとり暮らし高齢者宅には、参加を呼びかける声かけに行く。（高齢者福祉分野）
- ・二人でいることでのストレスの吐き出し口が、今回のコロナのように交流の制限があるとさらに少なくなり、虐待（言葉などの）も増えてしまうのではと思う。（高齢者福祉分野）

- ・地域のつながりのため、高齢者が集えるような会や地域の行事に高齢者も参加できるような工夫が大切だ。(高齢者福祉分野)
- ・子育て支援サークルはたくさんあるが、参加している人は、いろんなサークルを利用している。家から出ない、出てこれないお母さんに利用してもらうために、リフレッシュできる場を提供することが必要ではないだろうか。サークル活動への参加の呼びかけ、親の交流の場を作る。園庭開放など、ママ友を作る場を設けて子育ての話などができる相手を作れる環境づくりが必要だと思う。(子育て支援分野)
- ・子どもクラブ的なものがあたらいいのでは。昔は、この活動が活発であったため、地域の子ども同士の縦のつながりが密であったように思う。また、親同士も仲良くなれたように思う。(子育て支援分野)
- ・個々の活動ではなく、他の障がい福祉関係の人たちと連携し、地域主体での取り組みが必要だと思う。(障がい福祉分野)
- ・当事者の人たちがどのような交流や参加を希望されているのか、また、参加や交流を阻害する要因はどこにあると感じているのか、生の声を吸い上げていくことが必要と思われる。(障がい福祉分野)

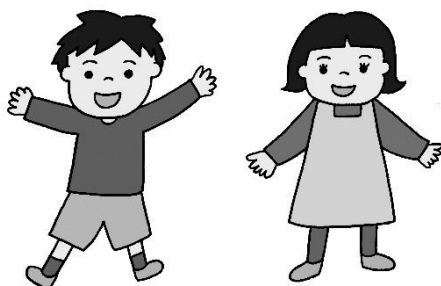
### 取り組みの方針

- ◇ 社会参加を促すため、地域において孤立もしくは孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

### 役割分担

自分や家族が  
取り組むこと

- 地区や老人クラブ、子どもクラブなどの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
- 自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。
- 地域で取り組む高齢者支援のサロン、子育て支援のサロンやサークルなどに参加するよう心がけます。



|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や地区で行われている活動や行事、また、老人クラブや子どもクラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。</li> <li>●地区の公民館などを活用した身近なところで、気軽集える機会を積極的に設けます。</li> <li>●地域で取り組む高齢者支援のサロンや子育て支援のサロンやサークルなどへの参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいサロンやサークルの内容を工夫します。</li> <li>●サロンやサークルの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。</li> <li>●子育て家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。</li> <li>●高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図ります。</li> </ul> |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で取り組むサロンなど、誰もが日常的に集い、交流し、見守り、支え合う活動ができる「場」づくりを支援します。</li> <li>●家族介護者や障がいのある人同士、子育て家族のふれあいなど、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 行政が<br>取り組むこと       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援します。</li> <li>●家族介護者や障がいのある人同士、子育て家族のふれあいなど、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



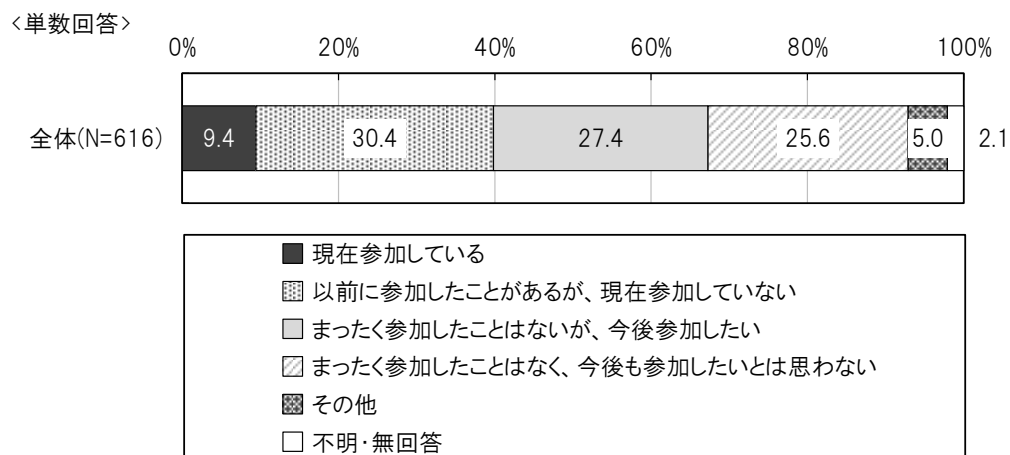
### 3 ボランティア活動への参加促進

#### ●●現状と課題●●

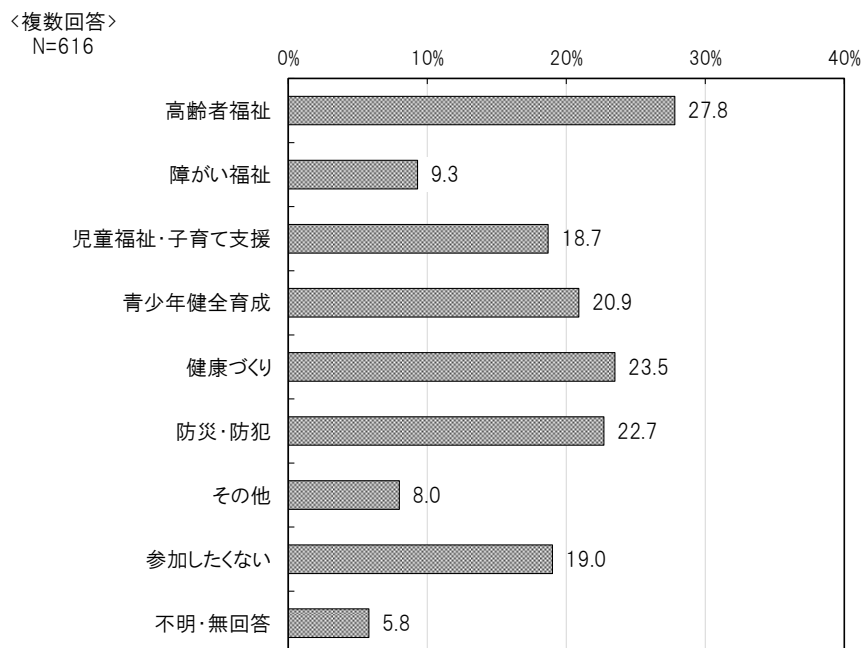
##### ○ボランティア活動への参加を促すさらなる工夫が大事

町民アンケートでは、個人的なボランティア活動への参加経験についてたずねたところ、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が2割を超え、また、福祉にかかわる地域活動やボランティア活動への参加意向についてたずねたところ、「参加したくない」が約2割の回答割合となっていました。

#### 問 個人的にボランティア活動に参加したことがありますか



#### 問 今後、次のような福祉にかかわる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いますか



## 取り組みの方針

- ◇ 住民参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

## 役割分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分や家族が<br>取り組むこと    | <ul style="list-style-type: none"><li>● ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。</li><li>● 社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。</li><li>● 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。</li></ul>                                                                                                                                                             |
| 地域の組織や団体が<br>取り組むこと | <ul style="list-style-type: none"><li>● ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みを進めます。</li><li>● ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場において、ボランティアの派遣要請に対し、積極的に応じ、活躍の場を広げます。</li><li>● 地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的に進めます。</li></ul>                                                                                   |
| 社会福祉協議会が<br>取り組むこと  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 広報紙やホームページでボランティアに関するさまざまな情報を掲載し、活動の活性化を支援します。</li><li>● ボランティア活動をしたい人と、お願いしたい人の相談を受け、支援を必要とする人とボランティアとの橋渡しをします。</li><li>● ボランティア活動の知識や技術を学ぶ学習会やイベントなどを開催し、ボランティアのきっかけづくりを進めます。</li><li>● ボランティア団体相互の情報交換や交流を促進し、連携強化を図ります。</li><li>● 地域の課題に関心を持ち、主体的に関わろうとする人材を育てる取り組みを進めます。</li></ul> |
| 行政が<br>取り組むこと       | <ul style="list-style-type: none"><li>● ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。</li><li>● ボランティア育成の取り組みに対し支援を行います。</li><li>● 公共施設の利用に関して、ボランティア活動での利用が容易になるよう支援します。</li></ul>                                                                                                                                 |

## 第5章 計画の推進に向けて

---

## 第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

### （１）住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、これまで地域とのつながりが比較的希薄であった「団塊の世代」の多くの人たちが定年退職し、これからは、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが大変期待されます。

### （２）地域の組織・団体の役割

地区、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが大切です。

### （３）ボランティア団体の役割

住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されています。

### （４）福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、福祉サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供等に、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさ

らなる充実や新たな福祉サービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

### （５）社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立った福祉サービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

また、地域の実情に応じた、よりきめ細やかな地域福祉活動を推進するため、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動をすすめていくことが、これからますます重要になってきます。

### （６）行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、町の特性に配慮した福祉施策の推進に努めることが期待されています。

## 第2節 行政による計画の推進

本計画を推進するためには、全庁的な取り組みや、庁内各課が緊密な連携を図る必要があります。本計画に掲げた取り組みの推進に資するかどうかの観点から、福祉や介護、保健分野などの個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、不足している取り組みについて検討を行っていきます。

## 第3節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、学識経験者、行政関係者などにより構成する会議を設置します。この会議において、地域福祉の進捗状況とその評価内容を確認しながら、必要に応じて各種施策の見直しを行っていくことで、本計画の推進を図ります。



# 資料編

---

# 1 吉野ヶ里町地域福祉計画策定委員会設置要綱

## ○吉野ヶ里町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### （設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく本町における地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、吉野ヶ里町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- （1） 計画の策定及びその変更に関すること。
- （2） その他町長が必要と認めた事項。

### （組織）

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 福祉関係団体の代表者
- （2） 教育関係者
- （3） 保健医療関係者
- （4） 町内で組織する団体
- （5） 識見を有する者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定に係る事項の協議が終了するまでの間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

---

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則（令和2年吉野ヶ里町訓令第8号）

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

## 2 吉野ヶ里町地域福祉計画策定委員会委員名簿

◎ 会長    ○ 副会長

| 所 属                 | 氏 名     |
|---------------------|---------|
| 吉野ヶ里町社会福祉協議会        | 野中 由紀子  |
| 吉野ヶ里町民生児童委員協議会      | ○ 徳安 和子 |
| 三田川障がい児を持つ親の会       | 長谷川 純恵  |
| 特別養護老人ホームシルバーケア吉野ヶ里 | 藤崎 和子   |
| 町立中学校（三田川中学校）       | 川内野 彰夫  |
| 町立小学校（三田川小学校）       | 高尾 研吾   |
| 吉野ヶ里保育園             | 古川 真    |
| 肥前精神医療センター          | 佐藤 和弘   |
| 吉野ヶ里町区長会            | 池田 純    |
| 吉野ヶ里町老人クラブ連合会       | ◎ 城島 信夫 |
| 学校法人永原学園 西九州大学      | 井本 浩之   |
| 佐賀県中部保健福祉事務所        | 原 真佐子   |

### 3 計画策定の経緯

| 日 程                        | 委 員 会  | 議 題 等         |
|----------------------------|--------|---------------|
| 令和2年 7月30日                 | 第1回委員会 | 計画策定の趣旨と方法の説明 |
| 令和2年 9月29日                 | 第2回委員会 | 調査結果の報告       |
| 令和2年11月26日                 | 第3回委員会 | 計画骨子案の説明、協議   |
| 令和2年12月24日                 | 第4回委員会 | 計画素案の説明、協議    |
| パブリックコメント（令和3年1月12日～1月22日） |        |               |

### 4 調査の概要

#### 【町民アンケート】

調査地域 : 吉野ヶ里町全域  
 調査対象者 : 吉野ヶ里町在住の18歳以上1,500名を無作為抽出  
 調査期間 : 令和2年7月  
 調査方法 : 郵送による配布・回収

| 配布数 (A) | 回収票数<br>(B) | 回収率 $\frac{(B)}{(A)}$ |
|---------|-------------|-----------------------|
| 1,500   | 616         | 41.1%                 |

#### 【専門職ヒアリング】

調査対象 : 【高齢者福祉・介護分野】 介護保険サービス事業所など  
 【児童福祉・子育て支援分野】 保育所など  
 【障がい福祉分野】 障がい福祉サービス事業所など  
 【生活困窮者支援分野】 福祉事務所など  
 調査期間 : 令和2年7月  
 調査方法 : 自由記述式調査票の配布・回収

## 5 用語解説

### あ行

#### ●アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。

#### ●おたっしゃ本舗

佐賀中部広域連合管内の地域包括支援センターの愛称。高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して過ごしていけるよう支援する、介護や健康に関する総合相談窓口のこと。地域包括支援センターがより身近で親しみやすいものとなるよう愛称を募集し、「おたっしゃ本舗」という愛称に決定した。

### か行

#### ●介護保険（制度）

介護が必要な人（要支援者・要介護者）に介護サービス費用の一部を給付する制度。介護保険は、一般に市町村が保険者（吉野ヶ里町は、「佐賀中部広域連合」となり、その地域に住んでいる65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、医療保険に加入している40歳以上の人（第2号被保険者）が支払う介護保険料と、税金とで運営されている。また、介護サービスを受ける場合、1割の自己負担が必要で、年収によっては自己負担率が2割または3割になる場合がある。

#### ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

#### ●学童保育所

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う施設。

#### ●基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後

見制度利用支援事業および身体障がいや知的障がい、精神障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

#### ●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

#### ●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

#### ●居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。

#### ●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

#### ●権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

### さ行

#### ●サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

### ●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

### ●児童委員

地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

### ●児童発達支援

児童福祉法に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適應することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うサービス。子どもの保護者に対する助言などの支援も、サービスの一環として重要とされている。

### ●児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

### ●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

### ●社会資源

人々のニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえで起こるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設などのこと。

### ●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

### ●重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。

### ●就労継続支援（Ｂ型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

### ●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。

### ●障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

### ●小規模多機能型居宅介護

介護保険法に基づく、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

### ●情報通信技術（ＩＣＴ）

ＩＣＴは「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。ＩＣＴは、ＩＴ（Information Technology：情報技術）に「Communication（通信、伝達）」という言葉が入っており、ＩＴよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調したもので、単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視している。

### ●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

### ●自立支援医療（精神通院医療）

公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

### ●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

### ●生活介護

障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

### ●生活困窮者自立支援（制度）

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

### ●生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となる。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。

### ●生活福祉資金貸付（制度）

社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

## ●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

## ●成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。このように、認知症などによって判断能力が低下してしまった人がいる場合に、サポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のこと。

## た行

### ●第三者評価制度

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

### ●団塊の世代

昭和22（1947）年～24（1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。約810万人と推定され、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多い。

### ●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。

### ●短期入所

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

### ●地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

### ●地域ケア会議

何らかの課題を抱える個別事例について、多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことで、高齢者のよりよい生活を支援することや、ケアマネジャーの実践力を高めていくことを目的に開催される会議。また、地域で不足しているサービスや高齢者の抱える問題など、地域課題を把握し、行政や各分野の関係機関がともに改善策を考えていく場とも位置づけられている。

### ●地域共生社会

高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤になるとされている。

### ●地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

### ●地域包括支援センター

高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療などさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者やその家族などのための相談窓口。高齢者の総合的な相談支援とともに、高齢者虐待の早期発見や防止、成年後見人制度の紹介や手続きの支援、暮らしやすい地域づくりの取り組み（行政、医療機関、地域の団体などと連携した高齢者の支援や、地域のケアマネジャーが、円滑に仕事ができるような支援）、自立した生活の支援（介護予防のための健康づくりの支援や、要支援と認定された人の介護予防プランの作成）などの活動を行っている。

### ●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

### ●通所リハビリテーション（デイケア）

介護保険法に基づく、介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。

### ●出前講座

町が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、町内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

## な行

### ●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

### ●認知症

狭義では「後天的な脳の器質的変化により知能が低下した状態」を指すが、医学的には、知能の他に記憶や見当識を含む認知の障がいや人格変化などを伴った症候群として定義される。単に老化に伴って物覚えが悪くなるといった現象や統合失調症などによる判断力の低下などは含まれない。学術的定義においては、高次脳機能障がい（脳損傷に起因する認知障がい全般のこと）による症状の1つ。原因となる疾患の種類によっていくつかの分類があり、症状はそれにより異なることがわかっている。また、原因疾患によっては手術や薬物治療により症状が改善され、光療法や回想法等その他の手段が有効な場合もある。近年は、物忘れ外来の設置や専門医の配置など医療環境の整備もすすめられており、さまざまな研究も行われている。

### ●認知症サポーター養成講座

地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）を養成する講座。

### ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

## ●認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。認定こども園は、母体となる施設によって、①認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、②認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、③認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、④認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」の4つのタイプがある。

## は行

### ●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### ●パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

### ●避難行動要支援者（名簿）

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

### ●複雑かつ多問題化した生活上の課題

個人もしくは世帯のなかで、単一の生活上の課題ではなく、親と子どもの両方のケアが必要うえに、就業が十分にできず経済的に困窮し、ケアを担っている人も傷病を抱えているなど、福祉の支援が必要とされる複数の生活上の問題があり、さらに、それらの問題が複雑に絡み合い、専門的な複数の分野が連携を図りながら支援していくことが求められるような状況にある生活上の課題。

### ●福祉サービス事業所

福祉サービスを提供する事業所。公的な福祉サービスとは、税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令（社会福祉法や障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法など）によって、サービスを提供する事業所などの従事者や設備、サービス運営

体制などが規定されている。また、福祉サービスには、ボランティア団体や住民組織などによる地域における助け合い活動なども含まれる。

### ●放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

### ●訪問介護（ホームヘルプ）

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

### ●訪問看護

介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

### ●訪問リハビリテーション

介護保険法に基づく、医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

### ●ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織。

## ま行

### ●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

## や行

### ●要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要

介護5までに区分される。

●要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

●要支援者

要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

## ら行

●療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。



## 第2次吉野ヶ里町地域福祉計画

令和3年3月

発行者 吉野ヶ里町 福祉課

〒842-0193

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 777 番地

T E L 0952-37-0343

F A X 0952-53-1106